

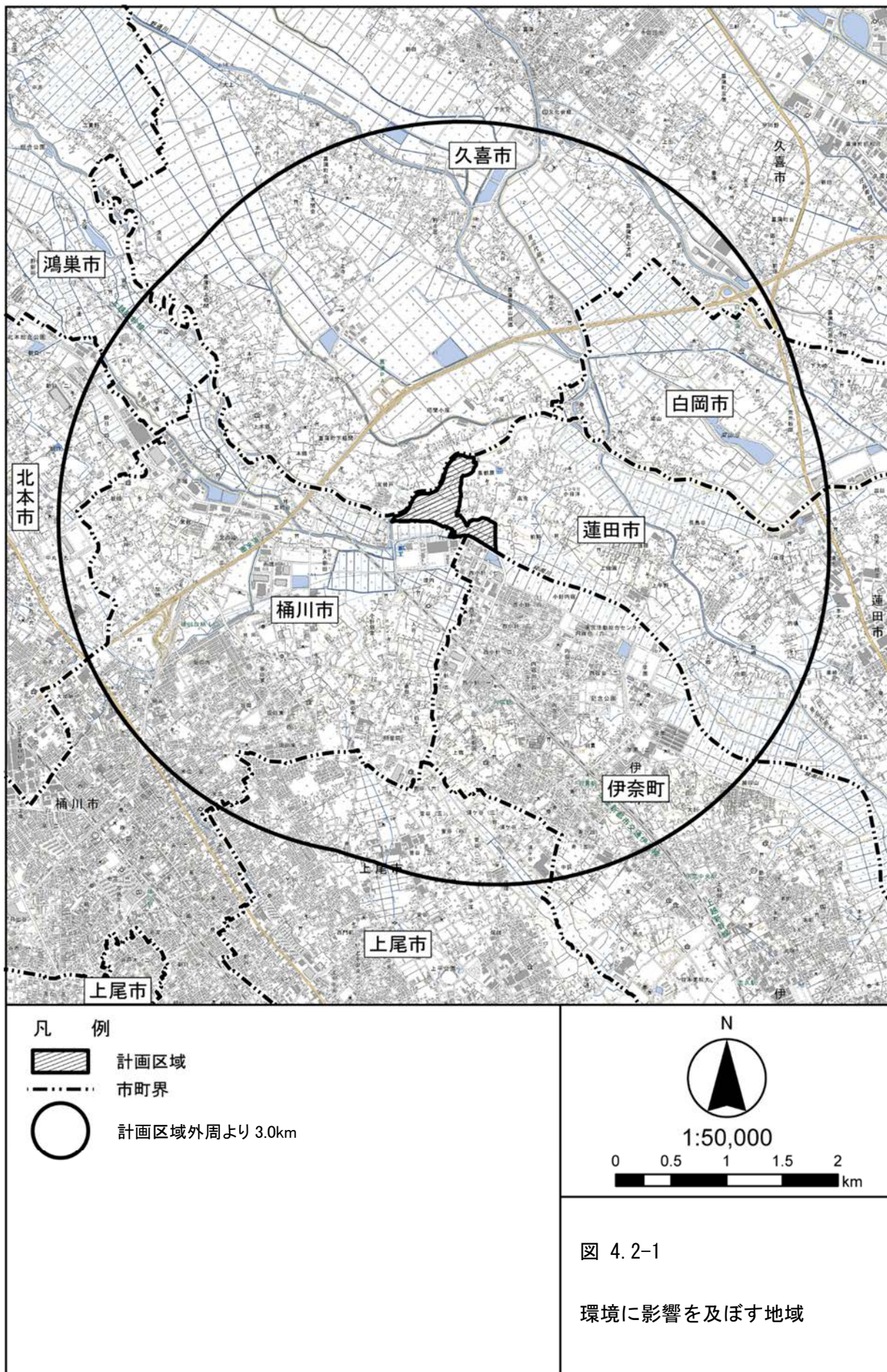
第4章 関係地域

4.1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第二」に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲3キロメートル以内の地域」とする。

4.2 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図 4.2-1 に示すとおりであり、蓮田市、鴻巣市、上尾市、桶川市、久喜市、北本市、白岡市及び伊奈町の7市1町の一部が含まれる。



第5章 調査計画書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

「埼玉県環境影響評価条例」第6条の規定に基づき、「蓮田都市計画事業（仮称）高虫西部地区土地区画整理事業環境影響評価調査計画書」の縦覧が、以下の期間で行われた。

期間：令和元年11月5日（火）～令和元年12月5日（木）

場所：埼玉県環境部環境政策課、埼玉県中央環境管理事務所、埼玉県東部環境管理事務所、埼玉県立熊谷図書館、埼玉県立久喜図書館、蓮田市都市整備部産業団地整備課、鴻巣市環境経済部環境課、上尾市環境経済部環境政策課、桶川市市民生活部環境課、久喜市環境経済部環境課、北本市市民経済部環境課、白岡市市民生活部環境課、伊奈町環境対策課

「埼玉県環境影響評価条例」第7条第1項の規定に基づき、調査計画書について令和元年11月5日（火）から令和元年12月19日（木）までの期間、環境の保全の見地から意見を受け付けたが、意見書は0件であった。

第6章 調査計画書についての知事の意見

「蓮田都市計画事業（仮称）高虫西部地区土地区画整理事業環境影響評価調査計画書」に関し、「埼玉県環境影響評価条例」第8条第1項の規定に基づき、埼玉県知事から提出された意見は、以下のとおりである。

環政第900号

令和2年3月3日

蓮田市長 中野 和信 様

埼玉県知事 大野 元 裕



蓮田都市計画事業（仮称）高虫西部地区土地区画整理事業
環境影響評価調査計画書について（通知）

埼玉県環境影響評価条例第8条の規定に基づき、標記調査計画書について別紙のとおり意見を述べます。

意見書

蓮田都市計画事業（仮称）高虫西部地区土地区画整理事業についての環境影響評価は、下記の事項を勘案して調査、予測及び評価の実施、並びに環境保全措置の検討を行うこと。

記

1 事業計画について

事業計画については、計画地内及び農地を含むその周辺地域の環境保全に十分に配慮した内容とし、環境負荷が低減される工事工程を検討の上、具体的な土地利用計画を定めること。

2 調査、予測及び評価について

(1) 全般的事項

調査計画書では、進出予定企業が未定のため、最大の負荷が見込まれる業種として製造業、流通業を想定しているが、環境影響評価項目については一部、選定不要としているものもある。

予測及び評価については、事業内容及び周辺環境への影響（交通流への影響を含む）をより具体的に把握及び想定し、必要に応じて評価項目や調査地点の追加をする等、適切に実施すること。

(2) 動植物及び生態系

ア 計画区域は河川に囲まれた土地であることから、水辺環境の動植物については希少種に限らず、身近な生物にも配慮して予測及び評価を進めること。

イ 休耕田の状況など、計画地の植生の経年変化を考慮した上で、調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 景観

ア 自然とのふれあいの場の利用者や日常的な散策者等に聞き取り調査をし、景観変化の影響を評価すること。

イ 雑木林の一部がなくなる場所においては、雑木林がなくなった時点での景観像に対する予測及び評価を行うこと。

ウ 盛土による綾瀬川の水辺景観への影響の予測及び評価を行うこと。

3 環境保全措置について

当事業で講ずる環境保全措置により、計画区域の動植物、生態系及び景観等の改善や向上につながるよう、地区環境の創出を図ること。

第7章 第5章及び第6章の意見についての事業者の見解

7.1 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

第5章に示したとおり、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見は0件であった。

7.2 知事の意見と事業者の見解

第6章に示す知事の意見と、これに対する事業者の見解は、表7.2-1に示すとおりである。

表 7.2-1 (1) 知事の意見と事業者の見解

| 項目 | 知事意見 | 事業者見解 |
|--------------------|--|--|
| 1 事業計画 | 事業計画については、計画地内及び農地を含むその周辺地域の環境保全に十分に配慮した内容とし、環境負荷が低減される工事工程を検討の上、具体的な土地利用計画を定めること。 | 本事業では、計画区域の外周部に公園や調整池を配置することや計画区域の境界や幹線道路と産業用地が隣接する箇所においては、緩衝緑地を配置することで周辺地域への影響の緩和に努める計画としています。また、工事中における環境への負荷の観点から、建設機械の稼働、工事用車両の走行が一時的に集中しないように、計画的かつ効率的な工事工程を検討します。 |
| 2 調査、予測及び評価について | (1) 全般事項 調査計画書では、進出予定企業が未定のため、最大の負荷が見込まれる業種として製造業、流通業を想定しているが、環境影響評価項目については一部、選定不要としているものもある。 予測及び評価については、事業内容及び周辺環境への影響（交通流への影響を含む）をより具体的に把握及び想定し、必要に応じて評価項目や調査地点の追加をする等、適切に実施すること。 | 本準備書においては、調査計画書と同様に製造業・流通業を中心とした土地利用を想定しております。環境影響評価項目の選定については、「第8章 環境影響評価の調査項目」に示すとおりです。 また、予測・評価について、進出企業は、準備書作成段階においても未定であるため、環境影響評価項目ごとに最大の負荷が見込まれる業種、排出抑制に努める場合は実態に近い業種の企業が進出したことを想定したうえで、予測・評価を行いました。 予測・評価の結果については、「第10章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果」に示すとおりです。 |
| | (2) 動植物及び生態系 計画区域は河川に囲まれた土地であることから、水辺環境の動植物については希少種に限らず、身近な生物にも配慮して予測及び評価を行うこと。 | 生態系の着目種の抽出にあたって、身近な生物という視点も含めて検討し、その検討結果を踏まえて予測・評価を行いました。生態系の調査・予測・評価の結果については「第10章、10.10 生態系」に示すとおりです。 |
| | 休耕田の状況など、計画地の植生の経年変化を考慮したうえで、調査、予測及び評価を行うこと。 | 事前に既存資料により耕作等の状況を把握したうえで現地調査を実施し、耕作地等に生息・生育する動物・植物を把握しました。また、これらの結果を踏まえて、予測・評価を行いました。動物・植物・生態系の調査・予測・評価の結果については「第10章、10.8 動物～10.10 生態系」に示すとおりです。 |

表 7.2-1 (2) 知事の意見と事業者の見解

| 項目 | 知事意見 | 事業者見解 |
|------------------------------|---|---|
| 2 調査、予測及び評価について (3) 景観 | 自然とのふれあいの場の利用者や日常的な散策者等に聞き取り調査をし、景観変化の影響を評価すること。 | 各項目の現地調査や調査の調整の行う際に、自然とのふれあいの場の利用者、日常的な散策者のほかに、計画区域周辺における施設管理者や地権者へ聞き取りを行いました。 その結果、計画区域のすぐ南側に位置している荒川左岸北部下水道事務所の屋上は小学生への施設見学会等において開放していることもあり、眺望地点としては望ましいとのご意見をいただいた。そのため、調査地点（地点名：荒川左岸北部下水道事務所）として追加し、予測・評価を行いました。 景観の調査・予測・評価の結果については「第10章、10.11 景観」に示すとおりです。 |
| | 雑木林の一部が無くなる場所においては、雑木林がなくなった時点での景観像に対する予測及び評価を行うこと。 | 事業実施によって計画区域北側の伐採される雑木林は一部であり、その大半は計画区域外に残存します。しかし、環境保全の観点から事業が及ぼす影響の最大を考慮し、伐採する雑木林が見える場所として調査地点（地点名：高都原の雑木林）を追加し、予測・評価を行いました。 景観の調査・予測・評価の結果については「第10章、10.11 景観」に示すとおりです。 |
| | 盛土による綾瀬川の水辺景観への影響の予測及び評価を行うこと。 | 事業実施による計画区域南側（水田地帯）の造成に伴い、綾瀬川の水辺景観に変化が生じると想定されることから、調査地点（地点名：綾瀬川の水辺景観）を追加し、予測・評価を行いました。 景観の調査・予測・評価の結果については「第10章、10.11 景観」に示すとおりです。 |
| 3 環境保全措置について | 本事業で講ずる環境保全措置により、計画区域の動植物、生態系及び景観等の改善や向上につながるよう、地区環境の創出を図ること。 | 本事業における公園や調整池、緩衝緑地帯の整備にあたっては、現存植生の構成種を考慮して植栽樹木を選定します。また、進出企業に対して緑化の推進に努めるよう働きかけ、緑地の創出を図ること、生物多様性に配慮した計画とすることで、計画区域内の環境や景観の改善、向上に努めます。 |

注：事業者見解における調査、予測及び評価の結果の詳細は、本編を参照。

第8章 環境影響評価の調査項目及び調査方法

8.1 調査項目

8.1.1 環境影響要因の把握

「第2章 都市計画対象事業の目的及び概要」において示した事業内容に基づき、環境に影響を及ぼすおそれのある要因を抽出した。

工事中における環境に影響を及ぼすおそれのある要因としては、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事が挙げられる。

また、供用時における環境に影響を及ぼすおそれのある要因としては、造成地の存在、施設の存在、施設の稼働、自動車交通の発生が挙げられる。

本事業の実施に伴う環境影響要因は、表 8.1-1 に示すとおりである。

表 8.1-1 本事業の実施に伴う環境影響要因

| 環境影響を及ぼす時期 | 環境影響要因の区分 | 環境影響要因 |
|------------|-----------|--------------------------------------|
| 工事中 | 工事 | 建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事 |
| 供用時 | 存在・供用 | 造成地の存在 施設の存在 施設の稼働 自動車交通の発生 |

8.1.2 調査・予測・評価の項目

調査・予測・評価の項目は、対象事業の特性と周囲の自然的、社会的状況を勘案し、「埼玉県環境影響評価技術指針」に示す「工業団地・流通業務施設」の環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表に準拠して選定した。

選定した項目は表 8.1-2 に示すとおりであり、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、水象、地盤、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、史跡・文化財、日照障害、電波障害、廃棄物等、温室効果ガス等の 17 項目とした。

表 8.1-2 環境影響要因及び調査・予測・評価の項目との関連表
(工業団地・流通業務施設)

| 影響要因の区分 | | | 環境影響要因 | | | 存在・供用 | | | | | |
|---|--------------|------------------------|----------------------|-------------|--------|--------|-------|-------|--------|----------|--------|
| | | | 建設機械の稼働 | 資材運搬等の車両の走行 | 造成等の工事 | 造成地の存在 | 施設の存在 | 施設の稼働 | | 自動車交通の発生 | |
| 環境影響評価の項目 | | | | | | | | 工業団地 | 流通業務施設 | 工業団地 | 流通業務施設 |
| 環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目 | 大気質 | 二酸化窒素又は窒素酸化物 | ○ | ○ | | | | ○ | | ○ | ○ |
| | | 二酸化硫黄又は硫黄酸化物 | | | | | | ○ | | | |
| | | 浮遊粒子状物質 | ◎ | ◎ | | | | ○ | | ○ | ○ |
| | | 微小粒子状物質 | | ◎ | | | | ○ | | ○ | ○ |
| | | 炭化水素 | | ◎ | | | | | | ○ | ○ |
| | | 粉じん | ○ | ○ | ○ | | | | | | |
| | 騒音・低周波音 | 騒音 | ○ | ○ | | | | ○ | | ○ | ○ |
| | | 低周波音 | | | | | | ○ | | | |
| | 振動 | 振動 | ○ | ○ | | | | ○ | | ○ | ○ |
| | 悪臭 | 悪臭指数又は臭気の濃度 | | | | | | ○ | | | |
| | | 特定悪臭物質 | | | | | | | | | |
| | 水質 | 公共用水域の水質 | 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量 | | | | | ○ | ○ | | |
| | | | 浮遊物質 | | | ○ | | | | | |
| | | | 窒素及びリン | | | | | ○ | | | |
| | | | 水温 | | | | | | | | |
| | | | 水素イオン濃度 | | | ◎ | | | | | |
| | | | 溶存酸素量 | | | | | | | | |
| | | 底質 | その他の生活環境項目 | | | | | | | | |
| | | | 健康項目等 | | | | | ○ | | | |
| | | | 強熱減量 | | | | | | | | |
| | | | 過マンガン酸カリウムによる酸素消費量 | | | | | | | | |
| | 地下水の水質 | 地下水の水質に係る有害項目 | | | | | × | | | | |
| | 水象 | 河川等の流量、流速及び水位 | | | | ○ | | | | | |
| | | 地下水の水位及び水脈 | | | | △ | | | | | |
| | | 温泉及び鉱泉 | | | | | | | | | |
| | 堤防、水門、ダム等の施設 | | | | | | | | | | |
| | 土壌 | 土壌に係る有害物質 | | | | | × | | | | |
| | 地盤 | 地盤沈下 | | | | △ | | | | | |
| | | 土地の安定性 | | | × | × | | | | | |
| | | 地形及び地質（重要な地形及び地質を含む） | | | | × | | | | | |
| 地表 | 表土の状況及び生産性 | | | | × | | | | | | |
| | 動物 | 保全すべき種 | | ○ | | ○ | | | | | |
| | 植物 | 保全すべき種 | | | ○ | ○ | | | | | |
| 生態系 | 緑の量 | | | | | × | | | | | |
| | 地域を特徴づける生態系 | | ○ | | | ○ | | | | | |
| | 景観 | 景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源） | | | | ○ | ○ | | | | |
| 眺望景観 | | | | | ○ | | | | | | |
| 人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目 | 自然とのふれあいの場 | 自然とのふれあいの場 | | ○ | | ○ | ○ | △ | △ | ◎ | ◎ |
| | 指定文化財等 | | | | | × | | | | | |
| | 埋蔵文化財 | | | | | ○ | | | | | |
| | 日照障害 | 日影の状況 | | | | | ○ | | | | |
| | 電波障害 | 電波受信状況 | | | | | ○ | | | | |
| | 風害 | 局所的な風の発生状況 | | | | | | | | | |
| | 光害 | 人工光又は工作物による反射光 | | | | | | | | | |
| 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目 | 廃棄物等 | 廃棄物 | | | ○ | | ○ | | | | |
| | | 残土 | | | ○ | | | | | | |
| | 温室効果ガス等 | 雨水及び処理水 | | | | | ○ | ○ | | | |
| | | 温室効果ガス | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| オゾン層破壊物質 | | | | | × | | | | | | |
| 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目 | 安全 | 放射線の量 | × | × | × | | | | | | |

凡例

- ：技術指針の「工業団地・流通業務施設」における「標準的に選定する項目」であり、選定することとした項目
- △：技術指針の「工業団地・流通業務施設」における「事業特性、地域特性により選定する項目」であり、事業特性、地域特性から選定することとした項目
- ◎：技術指針の「工業団地・流通業務施設」における「標準的に選定する項目」又は「事業特性、地域特性により選定する項目」ではないが、事業特性、地域特性から選定することとした項目
- ×：技術指針の「工業団地・流通業務施設」における「標準的に選定する項目」又は「事業特性、地域特性により選定する項目」であるが、現時点で不要とした項目

8.1.3 環境影響評価項目の選定理由

本事業における環境影響評価項目として選定した理由を表 8.1-3 に、選定しなかった理由を表 8.1-4 に示すとおりである。

表8.1-3(1) 選定した環境影響評価項目及びその理由

| 項目 | 環境影響要因 | | 選定した理由 | |
|-----------------|----------------------|-------------|--|---|
| 大気質 | 二酸化窒素 又は窒素酸化物 | 工事 | 建設機械の稼働 | 建設機械の稼働により、排ガスが排出されることから、評価項目として選定する。 |
| | | | 資材運搬等の車両の走行 | 資材運搬等の車両の走行により、排ガスが排出されることから、評価項目として選定する。 |
| | | 存在・供用 | 施設の稼働 | 進出企業の施設の稼働により、排ガスの排出が考えられることから、評価項目として選定する。 |
| | | | 自動車交通の発生 | 自動車交通の発生により、排ガスが排出されることから、評価項目として選定する。 |
| | 二酸化硫黄 又は硫黄酸化物 | 存在・供用 | 施設の稼働 | 進出企業の施設の稼働により、排ガスの排出が考えられることから、評価項目として選定する。 |
| | 浮遊粒子状物質 | 工事 | 建設機械の稼働 | 建設機械の稼働により、排ガスが排出されることから、評価項目として選定する。 |
| | | | 資材運搬等の車両の走行 | 資材運搬等の車両の走行により、排ガスが排出されることから、評価項目として選定する。 |
| | | 存在・供用 | 施設の稼働 | 進出企業の施設の稼働により、排ガスの排出が考えられることから、評価項目として選定する。 |
| | | | 自動車交通の発生 | 自動車交通の発生により、排ガスが排出されることから、評価項目として選定する。 |
| | 微小粒子状物質 ^注 | 工事 | 資材運搬等の車両の走行 | 資材運搬等の車両の走行により、排ガスが排出されることから、評価項目として選定する。 |
| 存在・供用 | | 施設の稼働 | 進出企業の施設の稼働により、排ガスの排出が考えられることから、評価項目として選定する。 | |
| | | 自動車交通の発生 | 自動車交通の発生により、排ガスが排出されることから、評価項目として選定する。 | |
| 炭化水素 | 工事 | 資材運搬等の車両の走行 | 資材運搬等の車両の走行により、排ガスが排出されることから、評価項目として選定する。 | |
| | 存在・供用 | 自動車交通の発生 | 自動車交通の発生により、排ガスが排出されることから、評価項目として選定する。 | |
| 粉じん | 工事 | 建設機械の稼働 | 建設機械の稼働により、粉じんが発生することから、評価項目として選定する。 | |
| | | 資材運搬等の車両の走行 | 資材運搬等の車両の走行により、粉じんが発生することから、評価項目として選定する。 | |
| | | 造成等の工事 | 造成等の工事により、粉じんが発生することから、評価項目として選定する。 | |
| その他の大気質に係る有害物質等 | 存在・供用 | 施設の稼働 | 進出企業の施設の稼働により、有害物質を含む排ガスの排出が考えられることから、評価項目として選定する。 | |

注：微小粒子状物質については、発生源からの寄与を定量化する手法が確立されていないため、予測対象物質から除外する。ただし、現況を把握するため現地調査を行うこととする。

表8.1-3(2) 選定した環境影響評価項目及びその理由

| 項目 | | 環境影響要因 | | 選定した理由 |
|-------------|---------------|--------|---|--|
| 騒音・ 低周波音 | 騒音 | 工事 | 建設機械の稼働 | 建設機械の稼働により、騒音が発生することから、評価項目として選定する。 |
| | | | 資材運搬等の車両の走行 | 資材運搬等の車両の走行により、騒音が発生することから、評価項目として選定する。 |
| | 低周波音 | 存在・供用 | 施設の稼働 | 進出企業の施設の稼働により、騒音の発生が考えられることから、評価項目として選定する。 |
| | | | 自動車交通の発生 | 自動車交通の発生により、騒音が発生することから、評価項目として選定する。 |
| 振動 | 振動 | 工事 | 建設機械の稼働 | 建設機械の稼働により、振動が発生することから、評価項目として選定する。 |
| | | | 資材運搬等の車両の走行 | 資材運搬等の車両の走行により、振動が発生することから、評価項目として選定する。 |
| | 低周波音 | 存在・供用 | 施設の稼働 | 進出企業の施設の稼働により、振動の発生が考えられることから、評価項目として選定する。 |
| | | | 自動車交通の発生 | 自動車交通の発生により、振動が発生することから、評価項目として選定する。 |
| 悪臭 | 臭気指数又は臭気の濃度 | 存在・供用 | 施設の稼働 | 進出企業の施設の稼働により、悪臭の発生が考えられることから、評価項目として選定する。 |
| 水質 | 公共用水域の水質 | 存在・供用 | 施設の稼働 | 進出企業の稼働に伴う汚水排水は、浄化槽等で処理し、公共用水域に放流する計画のため、評価項目として選定する。 |
| | | | 造成等の工事 | 造成等の工事において降雨により、濁水が発生することから、評価項目として選定する。 |
| | | 存在・供用 | 施設の稼働 | 進出企業の稼働に伴う汚水排水は、浄化槽等で処理し、公共用水域に放流する計画のため、評価項目として選定する。 |
| | | | 造成等の工事 | 造成等の工事（調整池の整備時のコンクリート打設）により、アルカリ排水が発生することから、評価項目として選定する。 |
| | | 存在・供用 | 施設の稼働 | 進出企業の稼働に伴う汚水排水は、浄化槽等で処理し、公共用水域に放流する計画のため、評価項目として選定する。 |
| 底質 | 存在・供用 | 施設の稼働 | 進出企業の稼働に伴う汚水排水は、浄化槽等で処理し、公共用水域に放流する計画のため、評価項目として選定する。 | |
| 水象 | 河川等の流量、流速及び水位 | 存在・供用 | 造成地の存在・施設の存在 | 造成地の存在及び施設の存在により、雨水流出量が増加することから、評価項目として選定する。 |
| | 地下水の水位及び水脈 | | 造成地の存在 | 計画区域及びその周辺地域には、水田が分布しており、造成地の存在により、地下水の水位及び水脈の変化が考えられることから、評価項目として選定する。 |
| 地盤 | 地盤沈下 | 存在・供用 | 造成地の存在 | 計画区域は砂泥堆積物及び泥質体積物が分布する軟弱地盤であり、造成地の存在（盛土等）により、地盤沈下の発生が考えられることから、評価項目として選定する。 |
| 動物 | 保全すべき種 | 工事 | 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事 | 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事（一時的な濁水発生等）により、保全すべき種及びその生息環境への影響が考えられることから、評価項目として選定する。 |
| | | 存在・供用 | 造成地の存在 | 造成地の存在（土地の改変）により、保全すべき種及びその生息環境への影響が考えられることから、評価項目として選定する。 |

表8.1-3(3) 選定した環境影響評価項目及びその理由

| 項目 | | 環境影響要因 | | 選定した理由 |
|------------|-----------------------------|--------|-----------------------------|---|
| 植物 | 保全すべき種、植生及び保全すべき群落 | 工事 | 造成等の工事 | 造成等の工事（一時的な濁水発生等）により、保全すべき種やその生育環境並びに植生及び保全すべき群落への影響が考えられることから、評価項目として選定する。 |
| | | 存在・供用 | 造成地の存在 | 造成地の存在（土地の改変）により、保全すべき種やその生育環境並びに植生及び保全すべき群落への影響が考えられることから、評価項目として選定する。 |
| 生態系 | 地域を特徴づける生態系 | 工事 | 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事 | 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事（一時的な濁水発生等）により、地域を特徴づける生態系への影響が考えられることから、評価項目として選定する。 |
| | | 存在・供用 | 造成地の存在 | 造成地の存在（土地の改変）により、地域を特徴づける生態系への影響が考えられることから、評価項目として選定する。 |
| 景観 | 景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）、眺望景観 | 存在・供用 | 造成地の存在・施設の存在 | 造成地の存在及び施設の存在により景観資源への影響及び眺望景観の変化が考えられることから、評価項目として選定する。 |
| 自然とのふれあいの場 | 自然とのふれあいの場 | 工事 | 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事 | 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事により、自然とのふれあいの場の利用環境・利用経路への影響が考えられることから、評価項目として選定する。 |
| | | 存在・供用 | 造成地の存在、施設の存在、施設の稼働、自動車交通の発生 | 造成地の存在、施設の存在、施設の稼働、自動車交通の発生により、自然とのふれあいの場の利用環境・利用経路への影響が考えられることから、評価項目として選定する。 |
| 史跡・文化財 | 埋蔵文化財 | 存在・供用 | 造成地の存在 | 計画区域内に周知の埋蔵文化財包蔵地があり、造成地の存在により埋蔵文化財包蔵地への影響が考えられることから、評価項目として選定する。 |
| 日照障害 | 日影の状況 | 存在・供用 | 施設の存在 | 施設の存在により、周辺地域にて日影の発生が考えられることから、評価項目として選定する。 |
| 電波障害 | 電波受信状況 | 存在・供用 | 施設の存在 | 施設の存在により、周辺地域にて電波障害の発生が考えられることから、評価項目として選定する。 |
| 廃棄物等 | 廃棄物 | 工事 | 造成等の工事 | 造成等の工事により、建設廃材等の廃棄物が発生することから、評価項目として選定する。 |
| | | 存在・供用 | 施設の稼働 | 進出企業の施設の稼働により、廃棄物の発生が考えられることから、評価項目として選定する。 |
| | 残土 | 工事 | 造成等の工事 | 造成等の工事により、残土が発生することから、評価項目として選定する。 |
| | 雨水及び処理水 | 存在・供用 | 施設の稼働 | 進出企業の施設の稼働により、処理水の発生が考えられることから、評価項目として選定する。 |
| 温室効果ガス等 | 温室効果ガス | 工事 | 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事 | 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事により、温室効果ガスが発生することから、評価項目として選定する。 |
| | | 存在・供用 | 施設の稼働、自動車交通の発生 | 施設の稼働、自動車交通の発生により、温室効果ガスが発生することから、評価項目として選定する。 |

表8.1-4 選定しなかった環境影響評価項目及びその理由

| 項目 | | 環境影響要因 | | 選定しなかった理由 | |
|---------|-------------------------|--------|----------------------------|--|---|
| 大気質 | 水銀等（水銀及びその化合物） | 存在・供用 | 施設の稼働 | 石炭火力発電所、廃棄物焼却施設等の水銀等を排出する企業の誘致・進出は想定していないことから、評価項目として選定しない。 | |
| 水質 | 地下水の水質 地下水の水質に係る有害項目 | 存在・供用 | 施設の稼働 | 存在・供用時における地下水汚染は、有害物質を含む薬剤等の不適切な管理・保管や事故等による漏洩により起こるものであり、適正な操業の下では発生しない。進出企業に対し、有害物質を含む薬剤等の適正な管理・保管や事故防止を徹底させることから、評価項目として選定しない。 | |
| 土壌 | 土壌に係る有害物質 | 存在・供用 | 施設の稼働 | 存在・供用時における土壌汚染は、有害物質を含む薬剤等の不適切な管理・保管や事故等による漏洩により起こるものであり、適切な操業の下では発生しない。進出企業に対し、有害物質を含む薬剤等の適正な管理・保管や事故防止を徹底させることから、評価項目として選定しない。 | |
| 地象 | 土地の安定性 | 存在・供用 | 工事 | 造成等の工事 | 計画区域は平坦な地形であり、本事業では斜面の安定計算を必要とするような大規模な盛土工事は実施しないため、評価項目として選定しない。 |
| | 地形及び地質（重要な地形及び地質を含む） | | 造成地の存在 | 計画区域は平坦な地形であり、本事業では斜面の安定計算を必要とするような大規模な盛土法面は出現しないため、評価項目として選定しない。 | |
| | 表土の状況及び生産性 | | 造成地の存在 | 計画区域内に学術上重要な地形及び地質は存在しないため、評価項目として選定しない。 | |
| 植物 | 緑の量 | 存在・供用 | 造成地の存在 | 計画区域及びその周辺地域の用途地域は指定されておらず都市的な地域ではないことから、評価項目として選定しない。 | |
| 史跡・文化財 | 指定文化財等 | 存在・供用 | 造成地の存在 | 計画区域内には指定文化財は存在しないため、評価項目として選定しない。 | |
| 温室効果ガス等 | オゾン層破壊物質 | 存在・供用 | 施設の稼働 | フロン等のオゾン層破壊物質を大量に製造する企業の誘致・進出は想定していない。また、オゾン層破壊物質を含む空調機や冷凍冷蔵施設等を使用する進出企業に対しては、各種関係法令等に基づき適正に管理や廃棄等を徹底させることからオゾン層破壊物質の漏洩はない。以上のことから、評価項目として選定しない。 | |
| 安全 | 放射線の量 | 工事 | 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事 | 計画区域周辺地域の空間放射線量測定結果は、対策基準値（毎時0.23マイクロシーベルト）を下回っており、放射線の量の影響はないため、評価項目として選定しない。なお、工事中においては、粉じん等の飛散防止対策、土砂等の流出防止対策を実施する。 | |

8.2 調査方法

環境影響評価項目として選定した項目のうち、現地調査を実施する項目は、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、水象、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、日照障害、電波障害の13項目である。

各項目の現地調査の概要は表 8.2-1 に示すとおりである。なお、地盤、史跡・文化財、廃棄物等及び温室効果ガス等の4項目については、現地調査は行わず、既存資料により現況把握を行った。

表 8.2-1 (1) 各項目の現地調査の概要

| 環境影響評価項目 | | 調査項目 | 調査期間・頻度 | 調査地域・地点 |
|-------------|-------------|---|--------------------------|---------------------------|
| 大気質 | 一般環境 大気質 | 二酸化窒素、 二酸化硫黄、 浮遊粒子状物質、 微小粒子状物質(PM2.5) | 4季(春、夏、秋、冬) ×7日間連続測定 | 計画区域内1地点 |
| | | ベンゼン、 トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン、 ジクロロメタン | 4季(春、夏、秋、冬) ×1日24時間測定 | |
| | | 粉じん(降下ばいじん) | 4季(春、夏、秋、冬) ×1ヶ月間測定 | |
| | 沿道環境 大気質 | 二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 炭化水素、 微小粒子状物質(PM2.5) | 4季(春、夏、秋、冬) ×7日間連続測定 | 主要道路沿道4地点 |
| | 気象 | 地上気象(風向、風速、気温、 湿度) | | 計画区域内1地点 (一般環境大気質と同地点) |
| 騒音・ 低周波音 | 騒音 | 環境騒音レベル (L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} 、 L_{Aeq}) | 年2回(平日、休日) 各1日24時間測定 | 計画区域4地点 |
| | | 道路交通騒音レベル (L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} 、 L_{Aeq}) | | 主要道路沿道4地点 |
| | 低周波音 | 低周波音音圧レベル (G特性音圧レベル、1/3オクターブバンド音圧レベル) | | 計画地域4地点 (環境騒音と同地点) |
| | 道路交通 | 自動車交通量 (大型車、小型車、自動二輪車) | | 主要道路沿道4地点 (道路交通騒音と同地点) |

表 8.2-1(2) 各項目の現地調査の概要

| 環境影響評価項目 | | 調査項目 | 調査期間・頻度 | 調査地域・地点 |
|------------|------------|---|--|---------------------------|
| 振動 | 振動 | 環境振動レベル (L ₁₀ 、L ₅₀ 、L ₉₀) | 年2回(平日、休日) 各1日24時間測定 | 計画地域4地点 (環境騒音と同地点) |
| | | 道路交通振動レベル (L ₁₀ 、L ₅₀ 、L ₉₀) | | |
| | | 地盤卓越振動数 | 年1回 | 主要道路沿道4地点 (道路交通騒音と同地点) |
| 悪臭 | 悪臭 | 臭気指数(濃度) | 年2回(梅雨期、夏) | 計画区域内2地点 |
| 水質 | 公共用水域の水質 | 生物化学的酸素要求量、 浮遊物質、窒素及び燐、水 素イオン濃度、 健康項目等 | 平常時 4季(春、夏、秋、冬) ※健康項目等2季(夏、冬) 降雨時2回 | 放流先河川2地点 |
| | 底質 | 底質に係る有害物質等 | 2季(夏、冬) | |
| | 水象 | 河川流量、流速及び水位 | 平常時 4季(春、夏、秋、冬) 降雨時2回 | |
| | | 河川等の形状、底質の堆積 状況 | 年1回 | |
| 土壌特性 | 土壌沈降試験 | 年1回 | 計画区域内1地点 | |
| 水象 | 河川 | 河川流量、流速及び水位 | 平常時 4季(春、夏、秋、冬) 降雨時2回 | 放流先河川2地点 |
| | 地下水の水位及び水脈 | 地下水の水位 | 1年間 | 計画区域内3地点 |
| 動物 | 動物 | 哺乳類、鳥類、 爬虫類・両生類 | 4季(春、夏、秋、冬) | 計画区域及びその周辺 200mの範囲 |
| | | 魚類 | | |
| | | 昆虫類 | 3季(春、夏、秋) | 計画区域及びその周辺 200mの範囲 |
| | | 底生動物 | | |
| 植物 | 植物 | 植物相 | 3季(春、夏、秋) | 計画区域及びその周辺 200mの範囲 |
| | | 植物群落(植生) | 1季(秋) | |
| 生態系 | 生態系 | 生態系、着目種等 | 動物、植物と同様 | |
| 景観 | 景観 | 景観資源の状況、 主要な眺望景観 | 4季(春、夏、秋、冬) | 計画区域及びその周辺 地域約1kmの範囲 |
| 自然とのふれあいの場 | 自然とのふれあいの場 | 自然とのふれあいの場の資源、 周辺環境、利用状況、交通手段 | 4季(春、夏、秋、冬) | 計画区域及びその周辺 地域約1kmの範囲 |
| 日照障害 | 日照障害 | 日影の影響を生じさせている 地形、工作物等の状況、日影の 影響を受ける可能性のある住宅、 病院、農耕地の状況 | 年1回(冬至日) | 計画区域及びその周辺 地域 |
| 電波障害 | 電波障害 | 電波受信状況 | 年1回 | 計画区域及びその周辺 地域 |

第9章 第8章の選定についての知事の技術的助言の内容

「第8章 環境影響評価の調査項目及び調査方法」の選定についての知事の技術的な助言は特に受けていない。

第10章 予測及び評価の結果

本事業に係る環境影響評価結果の概要は、表 10-1 に示すとおりである。

環境影響評価の結果、全ての環境影響評価項目について、本事業による工事中及び供用時における周辺環境への影響は、環境の保全のための措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減、又は代償が図られており、整合を図るべき基準等との整合もおおむね図られるものと評価する。

表 10-1(1) 環境影響評価結果の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | |
|--|---|--------|-----------------------------------|
| 大 気 質 | <p>【建設機械の稼働に伴う大気質への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることによって、周辺の大気質への影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械については、排出ガス対策型の機種の使用に努める。 ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・建設機械は、計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 <p>したがって、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>建設機械からの最大付加濃度出現地点における将来予測濃度（日平均値）は、二酸化窒素が 0.037ppm（日平均値の年間 98%値）、浮遊粒子状物質が 0.034mg/m³（日平均値の年間 2%除外値）であり、いずれの項目も整合を図るべき基準等を下回っている。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。</p> | | |
| | <p>建設機械の稼働に伴う大気質の評価</p> | | |
| | 項目 | 将来予測濃度 | |
| | 年平均値 | 日平均値 | |
| 二酸化窒素 (ppm) | 0.01820 | 0.037 | 0.04ppm～0.06ppm までのゾーン内 又はそれ以下 |
| 浮遊粒子状物質 (mg/m ³) | 0.01431 | 0.034 | 0.10mg/m ³ 以下 |
| <p>注 1：将来予測濃度は、建設機械からの最大付加濃度出現地点における予測結果を示す。</p> <p>注 2：日平均値は、二酸化窒素は年間 98%値、浮遊粒子状物質は年間 2%除外値を示す。</p> | | | |

表 10-1(2) 環境影響評価結果の概要

| | | 予測結果・評価の概要 | | | |
|------|--|------------|------------------|-----------------------------------|------------|
| 大気質 | 【資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響】 | | | | |
| | (1) 影響の回避・低減の観点 | | | | |
| | 工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、周辺の大気質への影響の低減に努める。 | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬等の車両は、最新の排出ガス規制適合車の使用に努める。 ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。 ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 | | | | |
| | したがって、資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。 | | | | |
| | (2) 基準、目標等との整合の観点 | | | | |
| | 道路端における将来予測濃度（日平均値）は、二酸化窒素が 0.027ppm～0.028ppm（日平均値の年間 98%値）、浮遊粒子状物質が 0.031mg/m ³ （日平均値の年間 2%除外値）、非メタン炭化水素が 0.12ppmC～0.13ppmC（午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値）であり、いずれの項目も整合を図るべき基準等を下回っている。 | | | | |
| | したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。 | | | | |
| | 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の評価（二酸化窒素） 単位：ppm | | | | |
| | | | 将来予測濃度 | | 整合を図るべき基準等 |
| 予測地点 | | 年平均値 | 日平均値 (年間98%値) | | |
| 地点① | 入方向 | 0.01083 | 0.028 | 0.04～0.06ppm までのゾーン内又は それ以下 | |
| | 出方向 | 0.01102 | 0.028 | | |
| 地点② | 入方向 | 0.01079 | 0.028 | | |
| | 出方向 | 0.01075 | 0.028 | | |
| 地点③ | 入方向 | 0.01003 | 0.027 | | |
| | 出方向 | 0.00990 | 0.027 | | |
| 地点④ | 入方向 | 0.01079 | 0.028 | | |
| | 出方向 | 0.01090 | 0.028 | | |

表 10-1(3) 環境影響評価結果の概要

| | | 予測結果・評価の概要 | | | |
|-----|--|------------|---------|-------------------|---|
| 大気質 | 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の予測結果（浮遊粒子状物質） 単位：mg/m ³ | | | | |
| | 予測地点 | | 将来予測濃度 | | 整合を図るべき基準等 |
| | | | 年平均値 | 日平均値 (年間2%除外値) | |
| | 地点① | 入方向 | 0.01312 | 0.031 | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下 |
| | | 出方向 | 0.01314 | 0.031 | |
| | 地点② | 入方向 | 0.01312 | 0.031 | |
| | | 出方向 | 0.01312 | 0.031 | |
| | 地点③ | 入方向 | 0.01307 | 0.031 | |
| | | 出方向 | 0.01307 | 0.031 | |
| | 地点④ | 入方向 | 0.01312 | 0.031 | |
| | | 出方向 | 0.01313 | 0.031 | |
| | 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の評価（非メタン炭化水素） 単位：ppmC | | | | |
| | 予測地点 | | 将来予測濃度 | | 整合を図るべき基準等 |
| | | | 年平均値 | 3時間平均値 | |
| | 地点① | 入方向 | 0.12028 | 0.13 | 0.20ppmC ～0.31ppmCの 範囲内又は それ以下 |
| 出方向 | | 0.12031 | 0.13 | | |
| 地点② | 入方向 | 0.12026 | 0.13 | | |
| | 出方向 | 0.12026 | 0.13 | | |
| 地点③ | 入方向 | 0.12017 | 0.12 | | |
| | 出方向 | 0.12015 | 0.12 | | |
| 地点④ | 入方向 | 0.12028 | 0.13 | | |
| | 出方向 | 0.12029 | 0.13 | | |

表 10-1(4) 環境影響評価結果の概要

| | | 予測結果・評価の概要 | | | | | | |
|-------------|--|------------|--------------------------------|------|-----|-------|------------|--------------------------|
| 大 気 質 | <p>【建設機械の稼働に伴う大気質（粉じん）への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、周辺の大気質への影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造成箇所、資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行い、粉じんの飛散防止を行う。 ・工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、資材運搬等の車両のタイヤに付着した土砂の払落しや場内清掃等を徹底する。 <p>したがって、造成等の工事に伴う大気質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>予測地点における降下ばいじん量の最大値は、1.3~3.5 t/km²/月であり、各季、各地点で整合を図るべき基準等を下回っている。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。</p> | | | | | | | |
| | 造成等の工事に伴う降下ばいじん量の評価 | | | | | | | |
| | 予測地点 | 季節 | 降下ばいじん量 (t/km ² /月) | | | | 整合を図るべき基準等 | |
| | | | 盛土 | 土砂掘削 | 路盤工 | 現場内運搬 | | 合計 |
| | 北側民家 | 春季 | 1.0 | 0.8 | 0.0 | 0.0 | 1.8 | 10t/km ² /月以下 |
| | | 夏季 | 1.0 | 0.9 | 0.0 | 0.0 | 1.9 | |
| | | 秋季 | 1.0 | 1.0 | 0.0 | 0.0 | 2.0 | |
| | | 冬季 | 1.0 | 1.0 | 0.0 | 0.0 | 2.0 | |
| | 東側民家 | 春季 | 2.1 | 0.3 | 0.0 | 0.4 | 2.8 | |
| | | 夏季 | 2.1 | 0.2 | 0.0 | 0.4 | 2.7 | |
| 秋季 | | 2.1 | 0.5 | 0.0 | 0.5 | 3.1 | | |
| 冬季 | | 2.1 | 0.4 | 0.0 | 0.6 | 3.1 | | |
| 南側民家 | 春季 | 2.1 | 0.2 | 0.0 | 0.6 | 2.9 | | |
| | 夏季 | 2.1 | 0.2 | 0.0 | 0.7 | 3.0 | | |
| | 秋季 | 2.1 | 0.3 | 0.1 | 1.0 | 3.5 | | |
| | 冬季 | 2.1 | 0.2 | 0.1 | 0.9 | 3.3 | | |
| 西側民家 | 春季 | 1.0 | 0.2 | 0.0 | 0.0 | 1.2 | | |
| | 夏季 | 1.0 | 0.2 | 0.0 | 0.1 | 1.3 | | |
| | 秋季 | 1.0 | 0.2 | 0.0 | 0.1 | 1.3 | | |
| | 冬季 | 1.0 | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 1.1 | | |

表 10-1(5) 環境影響評価結果の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|---|-------|-------------------------------|--|------------|------------|-------|-------------|---------|-------|-------------------------------|-------------|---------|-------|------------|------------------------------|---------|-------|--------------------------|-----------------|---------|------|------------------------------|
| 大気質 | <p>【施設の稼働に伴う大気質への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>供用時にあたっては、以下の措置を講じることで、周辺の大気質への影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対しては大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて排ガス処理施設の設置等による公害の未然防止に努めるよう要請する。 <p>したがって、施設の稼働に伴う大気質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>施設からの最大付加濃度出現地点における将来予測濃度（日平均値または3時間平均値）は、二酸化窒素が0.024ppm（日平均値の年間98%値）、二酸化硫黄が0.006ppm（日平均値の年間2%除外値）、浮遊粒子状物質が0.035mg/m³（日平均値の年間2%除外値）、非メタン炭化水素が0.17ppmC（午前6時から9時までの3時間平均値）であり、すべての項目で整合を図るべき基準等を満足している。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。</p> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う大気質の評価（長期平均濃度）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">将来予測濃度</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.01025</td> <td>0.024</td> <td>0.04ppm～0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下</td> </tr> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.00441</td> <td>0.006</td> <td>0.04ppm 以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.01433</td> <td>0.035</td> <td>0.10mg/m³ 以下</td> </tr> <tr> <td>非メタン炭化水素 (ppmC)</td> <td>0.15540</td> <td>0.17</td> <td>0.20ppmC～0.31ppmC の範囲内又はそれ以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：日平均値は、二酸化窒素は年間98%値、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質は年間2%除外値、非メタン炭化水素は午前6時から9時までの3時間平均値を示す。</p> | 項目 | 将来予測濃度 | | 整合を図るべき基準等 | 年平均値 | 日平均値等 | 二酸化窒素 (ppm) | 0.01025 | 0.024 | 0.04ppm～0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下 | 二酸化硫黄 (ppm) | 0.00441 | 0.006 | 0.04ppm 以下 | 浮遊粒子状物質 (mg/m ³) | 0.01433 | 0.035 | 0.10mg/m ³ 以下 | 非メタン炭化水素 (ppmC) | 0.15540 | 0.17 | 0.20ppmC～0.31ppmC の範囲内又はそれ以下 |
| | 項目 | | 将来予測濃度 | | | 整合を図るべき基準等 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 年平均値 | 日平均値等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 二酸化窒素 (ppm) | 0.01025 | 0.024 | 0.04ppm～0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 二酸化硫黄 (ppm) | 0.00441 | 0.006 | 0.04ppm 以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 浮遊粒子状物質 (mg/m ³) | 0.01433 | 0.035 | 0.10mg/m ³ 以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 非メタン炭化水素 (ppmC) | 0.15540 | 0.17 | 0.20ppmC～0.31ppmC の範囲内又はそれ以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

表 10-1(6) 環境影響評価結果の概要

| 予測結果・評価の概要 | |
|-------------|---|
| 大 気 質 | <p>【自動車交通の発生に伴う大気質への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>供用時にあたっては、以下の措置を講じることで、周辺の大気質への影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し、最新排出ガス規制適合車の使用に努めるよう要請する。 ・ディーゼル車については、埼玉県生活環境保全条例に基づく排出ガス規制に適合した車両の使用を徹底するよう要請する。 ・進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう要請する。 ・進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両の整備、点検を徹底するよう要請する。 ・進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両のアイドリングストップを徹底するよう要請する。 ・進出企業に通勤時の公共交通機関の利用促進、送迎バスの運行等の交通量抑制に努めるよう要請する。 <p>したがって、自動車交通の発生に伴う大気質への影響は、実行可能な範囲内のできる限り低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>道路端における将来予測濃度（日平均値または 3 時間平均値）は、二酸化窒素が 0.027ppm～0.029ppm（日平均値の年間 98%値）、浮遊粒子状物質が 0.031mg/m³（日平均値の年間 2%除外値）、非メタン炭化水素が 0.12ppmC～0.13ppmC（午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値）であり、すべての項目で整合を図るべき基準等を下回っている。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。</p> |

表 10-1(7) 環境影響評価結果の概要

| | | 予測結果・評価の概要 | | | |
|--|---|------------|-------------------|---|-----------------------------------|
| 大気質 | 自動車交通の発生に伴う大気質の評価（二酸化窒素） 単位：ppm | | | | |
| | 予測地点 | | 将来予測濃度 | | 整合を図るべき基準等 |
| | | | 年平均値 | 日平均値 (年間98%値) | |
| | 地点① | 入方向 | 0.01096 | 0.028 | 0.04～0.06ppm までのゾーン内又は それ以下 |
| | | 出方向 | 0.01115 | 0.028 | |
| | 地点② | 入方向 | 0.01125 | 0.028 | |
| | | 出方向 | 0.01119 | 0.028 | |
| | 地点③ | 入方向 | 0.01005 | 0.027 | |
| | | 出方向 | 0.00993 | 0.027 | |
| | 地点④ | 入方向 | 0.01126 | 0.028 | |
| | | 出方向 | 0.01138 | 0.029 | |
| | 自動車交通の発生に伴う大気質の予測結果（浮遊粒子状物質） 単位：mg/m ³ | | | | |
| 予測地点 | | 将来予測濃度 | | 整合を図るべき基準等 | |
| | | 年平均値 | 日平均値 (年間2%除外値) | | |
| 地点① | 入方向 | 0.01314 | 0.031 | 1時間値の1日平均値 が0.10mg/m ³ 以下 | |
| | 出方向 | 0.01315 | 0.031 | | |
| 地点② | 入方向 | 0.01315 | 0.031 | | |
| | 出方向 | 0.01315 | 0.031 | | |
| 地点③ | 入方向 | 0.01308 | 0.031 | | |
| | 出方向 | 0.01306 | 0.031 | | |
| 地点④ | 入方向 | 0.01315 | 0.031 | | |
| | 出方向 | 0.01316 | 0.031 | | |
| 自動車交通の発生に伴う大気質の評価（平日、非メタン炭化水素） 単位：ppmC | | | | | |
| 予測地点 | | 将来予測濃度 | | 整合を図るべき基準等 | |
| | | 年平均値 | 3時間平均値 | | |
| 地点① | 入方向 | 0.12032 | 0.13 | 0.20ppmC～0.31ppmC の範囲内又は それ以下 | |
| | 出方向 | 0.12034 | 0.13 | | |
| 地点② | 入方向 | 0.12035 | 0.13 | | |
| | 出方向 | 0.12034 | 0.13 | | |
| 地点③ | 入方向 | 0.12018 | 0.12 | | |
| | 出方向 | 0.12016 | 0.12 | | |
| 地点④ | 入方向 | 0.12036 | 0.13 | | |
| | 出方向 | 0.12038 | 0.13 | | |

表 10-1(8) 環境影響評価結果の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | | | |
|--------------|--|-------------------|-------------|-------------------|--------------|----|
| 騒音・低周波音 | <p>【建設機械の稼働に伴う騒音】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、騒音の回避・低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械については、低騒音型の建設機械の使用に努める。 ・建設機械のアイドルリングストップを徹底する。 ・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 ・住居等に近い箇所での工事では、必要に応じて仮囲いの設置等を検討する。 ・特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び環境基準に加え騒音規制法の規制基準を遵守する。 <p>したがって、建設機械の稼働に伴う騒音は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>敷地境界上最大値出現地点における建設作業騒音レベル (L_{A5}) は、68 デシベルであり、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p> | | | | | |
| | <p>建設機械の稼働に伴う騒音の評価 (L_{A5}、敷地境界)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測結果 (デシベル)</th> <th>整合を図るべき基準等 (デシベル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界上最大値出現地点</td> <td style="text-align: center;">68</td> <td style="text-align: center;">85</td> </tr> </tbody> </table> | 予測地点 | 予測結果 (デシベル) | 整合を図るべき基準等 (デシベル) | 敷地境界上最大値出現地点 | 68 |
| 予測地点 | 予測結果 (デシベル) | 整合を図るべき基準等 (デシベル) | | | | |
| 敷地境界上最大値出現地点 | 68 | 85 | | | | |

表 10-1(9) 環境影響評価結果の概要

| | | 予測結果・評価の概要 | | | |
|--|------|---|------------------|-------------------------|-------------------|
| | | <p>【資材運搬等の車両の走行に伴う騒音】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、騒音の回避・低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。 ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 <p>したがって、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>資材運搬等の車両が走行する工事中交通量による騒音レベルは、64 デシベル～70 デシベルであり、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p> | | | |
| | | <p>資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の評価 (L_{Aeq})</p> | | | |
| 騒音・低周波音 | 予測地点 | 予測結果 (L _{Aeq}) (デシベル) | | | 整合を図るべき基準等 (デシベル) |
| | | 現況交通量による等価騒音レベル | 工事中交通量による等価騒音レベル | 資材運搬等の車両の走行に伴う増加等価騒音レベル | |
| | | A | B | B - A | |
| 地点⑤ | 入方向 | 69 (69.0) | 70 (69.7) | 0.6 | 70 |
| | 出方向※ | 69 (69.3) | 70 (69.9) | 0.6 | 70 |
| 地点⑥ | 入方向※ | 69 (68.7) | 69 (69.4) | 0.7 | 70 |
| | 出方向 | 69 (68.6) | 69 (69.3) | 0.7 | 70 |
| 地点⑦ | 入方向 | 64 (63.6) | 64 (64.4) | 0.8 | 70 |
| | 出方向※ | 64 (63.6) | 64 (64.4) | 0.8 | 70 |
| 地点⑧ | 入方向 | 66 (66.3) | 67 (67.0) | 0.7 | 70 |
| | 出方向※ | 66 (66.1) | 67 (66.9) | 0.8 | 70 |
| <p>注1：現況交通量による等価騒音レベルは、各地点における平日の現地調査結果とした。</p> <p>注2：方向欄の「※」は、道路交通騒音の現地調査を実施している方向を示す。</p> <p>注3：現地調査を実施していない方向の現況交通量による等価騒音レベルは、現地調査結果を基に計算から求めた現況値である。</p> <p>注4：等価騒音レベルは、昼間（6～22時）の等価騒音レベルである。</p> | | | | | |

表 10-1 (10) 環境影響評価結果の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | | | |
|--------------|---|--------------------------------|-------------|-------------------|--------------|----|
| 騒音・低周波音 | <p>【施設の稼働に伴う騒音への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>施設の稼働にあたっては、以下の措置を講じることで、騒音の回避・低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し、騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防音対策の徹底等による公害の未然防止に努めるよう要請する。 <p>したがって、施設の稼働に伴う騒音は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>敷地境界上最大値出現地点における施設の稼働に伴う騒音レベル (L_{A5}) は、いずれの時間帯も 52 デシベルであり、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p> | | | | | |
| | <p>施設の稼働に伴う騒音の評価 (L_{A5}、敷地境界)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測結果 (デシベル)</th> <th>整合を図るべき基準等 (デシベル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界上最大値出現地点</td> <td style="text-align: center;">52</td> <td>朝：65 昼間：70 夕：65 夜間：60</td> </tr> </tbody> </table> | 予測地点 | 予測結果 (デシベル) | 整合を図るべき基準等 (デシベル) | 敷地境界上最大値出現地点 | 52 |
| 予測地点 | 予測結果 (デシベル) | 整合を図るべき基準等 (デシベル) | | | | |
| 敷地境界上最大値出現地点 | 52 | 朝：65 昼間：70 夕：65 夜間：60 | | | | |

表 10-1 (11) 環境影響評価結果の概要

| 予測結果・評価の概要 | |
|------------|---|
| 騒音・低周波音 | <p>【自動車交通の発生に伴う騒音】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>供用時にあたっては、以下の措置を講じることで、騒音の回避・低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理を要請する。 ・進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両の整備、点検の徹底を要請する。 ・進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両のアイドリングストップの徹底を要請する。 ・進出企業に通勤時の公共交通機関の利用促進、送迎バスの運行等の交通量抑制に努めるよう要請する。 <p>したがって、自動車交通の発生に伴う騒音は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>関連車両が走行する将来交通量による騒音レベルは、地点⑤、⑦、⑧は昼間で 65～70 デシベル、夜間で 60～65 デシベルであり、整合を図るべき基準等を下回った。</p> <p>地点⑥は昼間で 70 デシベルであり、整合を図るべき基準等を下回ったが、夜間においては 66 デシベルであり、環境基準をわずかに上回り要請限度を下回った。なお、関連車両の走行に伴う増加分は 1.6 デシベルであった。</p> <p>本事業の実施にあたっては、整合を図るべき基準等を一部の地点で上回ったことに留意の上、「① 影響の回避・低減の観点」に示した環境保全措置を講ずることで、自動車交通の発生に伴う騒音の低減に努める。</p> <p>したがって、自動車交通の発生に伴う騒音については、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。</p> |

表 10-1 (12) 環境影響評価結果の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | | | | | |
|------------------|------|------|---------------------------------|---------------------|-----------------------------|--------------------------|----------|----|
| 自動車交通の発生に伴う騒音の評価 | | | | | | | | |
| 時間 区分 | 予測地点 | | 予測結果 (L _{Aeq}) (デシベル) | | | 整合を図るべき 基準等 (デシベル) | | |
| | | | 現況交通量による 等価騒音レベル | 将来交通量による 等価騒音レベル | 関連車両の 走行に伴う増加 等価騒音レベル | 環境 基準 | 要請 限度 | |
| | | | A | B | B - A | | | |
| 騒音・低周波音 | 昼間 | 地点⑤ | 入方向 | 69 (69.1) | 70 (70.0) | 0.9 | 70 | 75 |
| | | | 出方向※ | 69 (69.3) | 70 (70.2) | 0.9 | | |
| | | 地点⑥ | 入方向※ | 69 (68.7) | 70 (70.2) | 1.5 | | |
| | | | 出方向 | 69 (68.6) | 70 (70.1) | 1.5 | | |
| | 地点⑦ | 入方向 | 64 (63.6) | 65 (64.5) | 0.9 | | | |
| | | 出方向※ | 64 (63.6) | 65 (64.5) | 0.9 | | | |
| | 地点⑧ | 入方向 | 66 (66.3) | 68 (67.9) | 1.6 | | | |
| | | 出方向※ | 66 (66.1) | 68 (67.7) | 1.6 | | | |
| 夜間 | 地点⑤ | 入方向 | 64 (63.5) | 65 (64.5) | 1.0 | 65 | 70 | |
| | | 出方向※ | 64 (63.9) | 65 (64.8) | 0.9 | | | |
| | 地点⑥ | 入方向※ | 64 (64.2) | 66 (65.8) | 1.6 | | | |
| | | 出方向 | 64 (64.2) | 66 (65.8) | 1.6 | | | |
| | 地点⑦ | 入方向 | 58 (58.3) | 60 (59.2) | 0.9 | | | |
| | | 出方向※ | 58 (58.2) | 60 (59.1) | 0.9 | | | |
| | 地点⑧ | 入方向 | 62 (62.3) | 64 (63.9) | 1.6 | | | |
| | | 出方向※ | 62 (62.1) | 64 (63.7) | 1.6 | | | |

注1：現況交通量による等価騒音レベルは、各地点における平日の現地調査結果とした。
 注2：方向欄の「※」は、道路交通騒音の現地調査を実施している方向を示す。
 注3：現地調査を実施していない方向の現況交通量による等価騒音レベルは、現地調査結果を基に計算から求めた現況値である。
 注4：時間区分は昼間：6～22時、夜間：22～6時である。

表 10-1 (13) 環境影響評価結果の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | | | |
|---------------------------|--|-----------------|---------------|----------------|------------------|-------------------|
| 騒音・低周波音 | 【施設の稼働に伴う低周波音】 | | | | | |
| | (1) 影響の回避・低減の観点 | | | | | |
| | <p>施設の稼働にあたっては、以下の措置を講じることで、低周波音の回避・低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し、各設備機器の堅固な取り付け、適正な維持・管理を行い、低周波音の発生防止に努めるよう要請する。 <p>したがって、施設の稼働に伴う低周波音は、実行可能な範囲内でできる限り低減されているものと評価する。</p> | | | | | |
| | (2) 基準、目標等との整合の観点 | | | | | |
| | <p>施設の稼働に伴う低周波音音圧レベル (G 特性) は、68 デシベル～69 デシベルであり、整合を図るべき基準等を満足している。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p> | | | | | |
| | 施設の稼働に伴う低周波音の評価 (G 特性) | | | | | |
| | 予測地点 | 予測項目 | 予測結果 (デシベル) | | | 整合を図るべき基準等 (デシベル) |
| | | | 暗低周波音レベル A | 施設低周波音レベル B | 合成低周波音レベル A+B | |
| | 地点① | L _{G5} | 69 | 47 | 69 | 100 |
| | 地点② | | 68 | 46 | 68 | |
| 地点③ | 69 | | 44 | 69 | | |
| 地点④ | 68 | | 46 | 68 | | |
| 注：暗低周波音レベルは現地調査結果の最大値である。 | | | | | | |

表 10-1 (14) 環境影響評価結果の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | | | | | |
|------------------|--|------------|------------------|------------|------------------|------------------|----------|----|
| 振 動 | <p>【建設機械の稼働に伴う振動】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、振動の回避・低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設機械については、低振動型の建設機械の使用に努める。 ・ 建設機械のアイドルングストップを徹底する。 ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。 <p>したがって、建設機械の稼働に伴う振動は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>敷地境界最大値出現地点における建設作業振動レベル (L_{10}) は、49 デシベルであり、整合を図るべき基準等を満足している。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p> | | | | | | | |
| | <p>建設機械の稼働に伴う振動の評価（敷地境界）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">予測地点</th> <th style="width: 25%;">予測項目</th> <th style="width: 25%;">予測結果（デシベル）</th> <th style="width: 25%;">整合を図るべき基準等（デシベル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界上 最大値出現地点</td> <td style="text-align: center;">L_{10}</td> <td style="text-align: center;">49</td> <td style="text-align: center;">75</td> </tr> </tbody> </table> | 予測地点 | 予測項目 | 予測結果（デシベル） | 整合を図るべき基準等（デシベル） | 敷地境界上 最大値出現地点 | L_{10} | 49 |
| 予測地点 | 予測項目 | 予測結果（デシベル） | 整合を図るべき基準等（デシベル） | | | | | |
| 敷地境界上 最大値出現地点 | L_{10} | 49 | 75 | | | | | |

表 10-1 (15) 環境影響評価結果の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | | | | |
|---|------|-------|--------------------------------|----------------|-----------------------|-------------------|----|
| 【資材運搬等の車両の走行に伴う振動】 | | | | | | | |
| (1) 影響の回避・低減の観点 | | | | | | | |
| <p>工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、振動の回避・低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。 ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 <p>したがって、資材運搬等の車両の走行に伴う振動は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものと評価する。</p> | | | | | | | |
| (2) 基準、目標等との整合の観点 | | | | | | | |
| <p>資材運搬等の車両の走行に伴う振動レベルは、全ての予測地点において、整合を図るべき基準等を満足している。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p> | | | | | | | |
| 資材運搬等の車両の走行に伴う振動の評価 (L₁₀) | | | | | | | |
| 予測地点 | 時間区分 | 予測時間帯 | 予測結果 (L ₁₀) (デシベル) | | | 整合を図るべき基準等 (デシベル) | |
| | | | 現況交通量による振動レベル | 工事中交通量による振動レベル | 資材運搬等の車両の走行に伴う増加振動レベル | | |
| | | | A | B | B - A | | |
| 地点 ⑤ | 入方向 | 昼間 | 11時台 | 56 (55.6) | 57 (56.8) | 1.2 | 65 |
| | 出方向※ | | 56 (55.9) | 57 (57.1) | 1.2 | 65 | |
| | 入方向※ | 夜間 | 7時台 | 55 (54.6) | 55 (54.9) | 0.3 | 60 |
| | 出方向 | | 55 (54.9) | 55 (55.1) | 0.2 | 60 | |
| 地点 ⑥ | 入方向 | 昼間 | 10時台 | 55 (55.3) | 57 (56.6) | 1.3 | 65 |
| | 出方向※ | | 55 (55.3) | 57 (56.6) | 1.3 | 65 | |
| | 入方向 | 夜間 | 7時台 | 51 (51.3) | 52 (51.6) | 0.3 | 60 |
| | 出方向※ | | 51 (51.3) | 52 (51.6) | 0.3 | 60 | |
| 地点 ⑦ | 入方向 | 昼間 | 11時台 | 45 (44.8) | 46 (46.2) | 1.4 | 65 |
| | 出方向※ | | 45 (44.8) | 46 (46.2) | 1.4 | 65 | |
| | 入方向※ | 夜間 | 7時台 | 44 (43.7) | 44 (44.0) | 0.3 | 60 |
| | 出方向 | | 44 (43.7) | 44 (44.0) | 0.3 | 60 | |
| 地点 ⑧ | 入方向 | 昼間 | 11時台 | 46 (45.8) | 47 (47.2) | 1.4 | 65 |
| | 出方向※ | | 46 (45.6) | 47 (46.9) | 1.3 | 65 | |
| | 入方向 | 夜間 | 7時台 | 42 (42.0) | 42 (42.2) | 0.2 | 60 |
| | 出方向※ | | 42 (41.7) | 42 (42.0) | 0.3 | 60 | |
| <p>注：1. 時間区分：昼間 8 時～19 時、夜間 19 時～8 時</p> <p>注：2. 予測時間帯は、各時間区分で資材運搬等の車両の走行時の振動レベルが最大となる時間帯とした。</p> <p>注：3. 現況交通量による振動レベルは、各地点における平日の現地調査結果とした。</p> <p>注：4. 方向欄の「※」は、道路交通振動の現地調査を実施している方向を示す。</p> <p>注：5. 現地調査を実施していない方向の現況交通量による振動レベルは、現地調査結果を基に計算から求めた現況値である。</p> | | | | | | | |

振動

表 10-1 (16) 環境影響評価結果の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | | | | | |
|------------------|---|------------|------------------|------------|------------------|------------------|-----------------|----|
| 振 動 | <p>【施設の稼働に伴う振動】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>施設の稼働にあたっては、以下の措置を講じることで、振動の回避・低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し、振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防振対策の徹底等による公害の未然防止に努めるよう要請する。 <p>したがって、施設の稼働に伴う振動は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>敷地境界上最大値出現地点における施設の稼働に伴う振動レベルは、59 デシベルであり、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p> | | | | | | | |
| | <p>施設の稼働に伴う振動の評価（敷地境界）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">予測地点</th> <th style="width: 25%;">予測項目</th> <th style="width: 25%;">予測結果（デシベル）</th> <th style="width: 25%;">整合を図るべき基準等（デシベル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">敷地境界上 最大値出現地点</td> <td style="text-align: center;">L₁₀</td> <td style="text-align: center;">59</td> <td style="text-align: center;">昼間：65 夜間：60</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：時間区分：昼間8時～19時、夜間19時～8時</p> | 予測地点 | 予測項目 | 予測結果（デシベル） | 整合を図るべき基準等（デシベル） | 敷地境界上 最大値出現地点 | L ₁₀ | 59 |
| 予測地点 | 予測項目 | 予測結果（デシベル） | 整合を図るべき基準等（デシベル） | | | | | |
| 敷地境界上 最大値出現地点 | L ₁₀ | 59 | 昼間：65 夜間：60 | | | | | |

表 10-1 (17) 環境影響評価結果の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | | | | | |
|---|--|-----------|------|-----------|--------------------------------|---------------|---------------------|-------------------|
| 振動 | <p>【自動車交通の発生に伴う振動】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>供用時にあたっては、以下の措置を講じることで、振動の回避・低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理を要請する。 ・進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両の整備、点検の徹底を要請する。 ・進出企業に通勤時の公共交通機関の利用促進、送迎バスの運行等の交通量抑制に努めるよう要請する。 <p>したがって、自動車交通の発生に伴う振動は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>関連車両の走行に伴う振動レベルは、全ての予測地点において整合を図るべき基準等を満足している。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p> | | | | | | | |
| | <p>自動車交通の発生に伴う振動の評価</p> | | | | | | | |
| | 予測地点 | | 時間区分 | 予測時間帯 | 予測結果 (L ₁₀) (デシベル) | | | 整合を図るべき基準等 (デシベル) |
| | | | | | 現況交通量による振動レベル | 将来交通量による振動レベル | 施設関連車両の走行に伴う増加振動レベル | |
| | | | | | A | B | B - A | |
| | 地点⑤ | 入方向 | 昼間 | 11時台 | 56 (55.6) | 56 (56.4) | 0.8 | 65 |
| | | 出方向※ | | | 56 (55.9) | 57 (56.7) | 0.8 | |
| | | 入方向※ | 夜間 | 7時台 | 55 (54.6) | 55 (55.4) | 0.8 | |
| | | 出方向 | | | 55 (54.9) | 56 (55.7) | 0.8 | |
| | 地点⑥ | 入方向 | 昼間 | 10時台 | 55 (55.3) | 57 (56.8) | 1.5 | 65 |
| 出方向※ | | 55 (55.3) | | | 57 (56.8) | 1.5 | | |
| 入方向 | | 夜間 | 6時台 | 52 (51.6) | 53 (53.1) | 1.5 | | |
| 出方向※ | | | | 52 (51.6) | 53 (53.1) | 1.5 | | |
| 地点⑦ | 入方向 | 昼間 | 11時台 | 45 (44.8) | 46 (45.7) | 0.9 | 65 | |
| | 出方向※ | | | 45 (44.8) | 46 (45.7) | 0.9 | | |
| | 入方向※ | 夜間 | 7時台 | 44 (43.7) | 45 (44.6) | 0.9 | | |
| | 出方向 | | | 44 (43.7) | 45 (44.6) | 0.9 | | |
| 地点⑧ | 入方向 | 昼間 | 11時台 | 45 (45.6) | 47 (47.0) | 1.4 | 65 | |
| | 出方向※ | | | 45 (45.6) | 47 (47.0) | 1.4 | | |
| | 入方向 | 夜間 | 7時台 | 42 (41.7) | 43 (43.1) | 1.4 | | |
| | 出方向※ | | | 42 (41.7) | 43 (43.1) | 1.4 | | |
| <p>注：1. 時間区分：昼間 8 時～19 時、夜間 19 時～8 時</p> <p>注：2. 予測時間帯は、各時間区分で施設関連車両の走行時の振動レベルが最大となる時間帯とした。</p> <p>注：3. 現況交通量による振動レベルは、各地点における平日の現地調査結果とした。</p> <p>注：4. 方向欄の「※」は、道路交通振動の現地調査を実施している方向を示す。</p> <p>注：5. 現地調査を実施していない方向の現況交通量による振動レベルは、現地調査結果を基に計算から求めた現況値である。</p> | | | | | | | | |

表 10-1 (18) 環境影響評価結果の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | | | | | |
|--------------|---|------------|--------|------------|-----------|------------|------------|--------------|
| 悪臭 | <p>【施設の存在に伴う悪臭へ】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>施設の稼働にあたっては、以下の措置を講じることで、悪臭の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対しては、悪臭防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて脱臭設備を設置するなどの公害の未然防止に努めるよう要請する。 <p>したがって、施設の稼働に伴う悪臭は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>施設からの最大付加濃度は、大気安定度不安定時、逆転層出現時ともに臭気指数 10 未満であり、整合を図るべき基準等を満足している。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p> | | | | | | | |
| | <p>施設の稼働に伴う悪臭の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">予測項目</th> <th style="width: 33%;">将来予測結果</th> <th style="width: 33%;">整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大気安定度不安定時</td> <td>臭気指数 10 未満</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">臭気指数 15 以下</td> </tr> <tr> <td>逆転層出現時（リッド時）</td> <td>臭気指数 10 未満</td> </tr> </tbody> </table> | 予測項目 | 将来予測結果 | 整合を図るべき基準等 | 大気安定度不安定時 | 臭気指数 10 未満 | 臭気指数 15 以下 | 逆転層出現時（リッド時） |
| 予測項目 | 将来予測結果 | 整合を図るべき基準等 | | | | | | |
| 大気安定度不安定時 | 臭気指数 10 未満 | 臭気指数 15 以下 | | | | | | |
| 逆転層出現時（リッド時） | 臭気指数 10 未満 | | | | | | | |

表 10-1 (19) 環境影響評価結果の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | | | | | | |
|------------|---|---------------------------------|-------------|------------|-------|----|---------------------------------|-------|----|
| 水質 | <p>【造成等の工事に伴う水質への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>造成等の工事にあたっては、以下の措置を講じることで、水質への影響の回避・低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中の雨水流出の調整、土砂及び濁水の流出を防止するため、盛土工事に先立ち、仮排水路、仮沈砂池等の防災工事を行う。 ・ 盛土工事に当たっては、必要に応じて下流部に仮土堤、又は板棚を設置する。 ・ 濁水については、仮沈砂池に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上水を地区外に放流する。また、必要に応じて pH 調整を行う。 ・ 盛土箇所は速やかに転圧を施す。 ・ コンクリート製品はできる限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を最小限に抑える。 ・ 造成等の工事による濁水等に係る浮遊物質量、水素イオン濃度について、十分な監視及び措置を講ずる。 <p>したがって、造成等の工事に伴う水質への影響は、実行可能な範囲でできる限り回避・低減が図られていると評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>工事中における濁水については、浮遊物質量 66～77 mg/L であり、整合を図るべき基準等との整合は図られている。</p> <p>また、アルカリ排水の発生については、必要に応じて pH 調整によりアルカリ排水を中和する等の保全措置を実施することにより、放流先水路への流出を極力低減する計画であることから整合を図るべき基準等との整合は図られると考える。</p> <p>したがって、造成等の工事に伴う水質への影響は、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。</p> <p style="text-align: center;">造成等の施工による一時的な影響による水の濁り（浮遊物質量）の予測結果</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測結果 (mg/L)</th> <th>整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号調整池</td> <td>77</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">180mg/L 以下 (日平均 150 mg/L 以下)</td> </tr> <tr> <td>2号調整池</td> <td>66</td> </tr> </tbody> </table> | 予測地点 | 予測結果 (mg/L) | 整合を図るべき基準等 | 1号調整池 | 77 | 180mg/L 以下 (日平均 150 mg/L 以下) | 2号調整池 | 66 |
| | 予測地点 | 予測結果 (mg/L) | 整合を図るべき基準等 | | | | | | |
| 1号調整池 | 77 | 180mg/L 以下 (日平均 150 mg/L 以下) | | | | | | | |
| 2号調整池 | 66 | | | | | | | | |

表 10-1 (20) 環境影響評価結果の概要

| | | 予測結果・評価の概要 | | | |
|--|--|------------|--------------|--------------|-----------------|
| 水質 | 【施設の稼働に伴う水質への影響】 | | | | |
| | (1) 影響の回避・低減の観点 | | | | |
| | <p>施設の稼働にあたっては、以下の措置を講じることで、水質への影響の回避・低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し、水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める排水基準を遵守させるとともに、必要に応じて水質汚濁防止対策の徹底等による公害の未然防止に努めるよう要請する。 ・施設の稼働に伴う排水は原則として生物化学的酸素要求量(BOD)又は化学的酸素要求量を 10mg/L 以下とする。また、浄化槽を設置する場合は、原則として合併処理浄化槽とし、水質基準は、処理対象人員 100 人以下の施設は BOD を 20mg/L 以下とし、処理対象人員 101 人以上の施設は BOD を 10mg/L 以下とする。 <p>したがって、施設の稼働に伴う水質への影響は、実行可能な範囲でできる限り回避・低減が図られていると評価する。</p> | | | | |
| | (2) 基準、目標等との整合の観点 | | | | |
| | <p>施設の稼働に伴う水質（生物化学的酸素要求量）の予測結果は、生物化学的酸素要求量の平均値の予測結果は 3.8～5.0 mg/L であり、整合を図るべき基準等との整合は図られている。また、生物科学的酸素要求量の最大値の予測結果は現況値から 1 mg/L 以下の変化であり、現況の水質を大きく変化させるものではないため、整合を図るべき基準等との整合は図られている。</p> <p>健康項目等においても、関係法令等に定められ排水基準を遵守するなど、進出企業に対して水質汚濁防止対策の要請を行うことから、現況の水質濃度と同程度であると予測されるため、整合を図るべき基準等との整合は図られている。</p> <p>したがって、施設の稼働に伴う水質の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。</p> | | | | |
| | 施設の稼働に伴う水質（生物化学的酸素要求量）の予測結果 | | | | |
| | | | 予測結果 (mg/L) | | 整合を図るべき基準等 |
| | | | 元荒川 | 綾瀬川 | |
| | 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 平均値 | 3.8 | 5.0 | 5 以下 |
| | | 最大値 | 6.8 (6.8) | 7.9 (7.4) | 現況の水質を大きく変化させない |
| 【施設の稼働に伴う底質への影響】 | | | | | |
| (1) 影響の回避・低減の観点 | | | | | |
| <p>施設の稼働にあたっては、以下の措置を講じることで、底質への影響の回避・低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し、水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める排水基準を遵守させるとともに、必要に応じて水質汚濁防止対策の徹底等による公害の未然防止に努めるよう要請する。 <p>したがって、施設の稼働に伴う底質への影響は、実行可能な範囲でできる限り回避・低減が図られていると評価する。</p> | | | | | |

表 10-1 (21) 環境影響評価結果の概要

| 予測結果・評価の概要 | | | | | | | |
|------------|---|--------------------|---|------------|------------------------|--------------------|---|
| 水 象 | <p>【造成地の存在及び施設の存在に伴う水象への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>供用時にあたっては、以下の措置を講じることで、造成地の存在及び施設の存在に伴う水象への影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 十分な雨水貯留能力を持つ仮設調整地または沈砂池を設置する。 <p>したがって、造成地の存在及び施設の存在に伴う水象への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>本事業の調整池容量は、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。</p> <p style="text-align: center;">造成地の存在及び施設の存在に伴う水象の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 30%;">計画調整池容量</th> <th style="width: 40%;">整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造成地の存在及び施設の存在に伴う水象への影響</td> <td>1号調整池 ・2号調整池の合計</td> <td>25,835m³ 約 25,400m³以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>【造成地の存在に伴う地下水への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>供用時にあたっては、以下の措置を講じることで、造成地の存在に伴う地下水への影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事の着手前から観測井を設置し、地下水の水位を継続的に観測する。 計画区域内は緑地の整備や雨水浸透柵等の設置等により地下水の涵養を図る。 <p>計画区域内の流出係数は、現況の0.24から供用時は0.81となり、計画区域内の浸透能力が減少する。雨水が浸透しにくくなり、地下水位に対して影響を及ぼす恐れがあるが、上記の環境保全措置を講じることで影響を最小限にすることや流出抑制により区域内に降った雨を一度調節池に貯留するが、その後、河川へ放流還元することで、河道から地下水への浸透供給の効果も期待できるため、造成地の存在に伴う地下水への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p> | 項目 | 計画調整池容量 | 整合を図るべき基準等 | 造成地の存在及び施設の存在に伴う水象への影響 | 1号調整池 ・2号調整池の合計 | 25,835m ³ 約 25,400m ³ 以上 |
| | 項目 | 計画調整池容量 | 整合を図るべき基準等 | | | | |
| | 造成地の存在及び施設の存在に伴う水象への影響 | 1号調整池 ・2号調整池の合計 | 25,835m ³ 約 25,400m ³ 以上 | | | | |

表 10-1 (22) 環境影響評価結果の概要

| 予測結果・評価の概要 | |
|------------|---|
| 地 盤 | <p>【造成地の存在に伴う地盤への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>供用時にあたっては、以下の措置を講じることで、造成地の存在に伴う地盤への影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事の着手前から観測井を設置し、地下水の水位を継続的に観測する。また、工事の着工前、工事中に盛土に伴う圧密沈下量、変形等を観測する。 地質の状況等に応じた剛性の高い山留め工法等を採用する。 進出企業に対し、圧密沈下量を想定した建築工事計画を立てるように要請する。 <p>したがって、本事業の実施に伴う水質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると評価する。</p> |

表 10-1 (23) 環境影響評価結果の概要

| 予測結果・評価の概要 | |
|------------|--|
| 動物 | <p>【工事の実施及び造成地の存在による動物への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>本事業の実施に伴い、保全すべき動物種のうち、生息地の消失または生息環境の減少による影響を受ける種が確認された。保全すべき種を含む計画区域内の動物にとって最も影響が大きいと予測される生息環境の消失・縮小を回避するため、計画区域の環境を事業者が実行可能な範囲内でできる限り残存できるか検討を行った。その結果、土地区画整理事業ではその性格上、回避及び低減措置としての計画区域の再選定や改変面積の最小化は困難と判断した。</p> <p>このため、工事の実施及び造成地の存在に伴う保全すべき動物種への影響については、以下の措置を講ずることで、影響の低減又は代償に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は、低騒音型・低振動型の建設機械の使用に努める。 ・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避け、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう適切な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両の走行によるロードキルや移動経路の分断による影響の低減のため、計画区域外への逃避を可能とするための段階的な施工を実施する。 ・工事時間は原則として8時～18時とすることで照明の使用を極力減らし、光環境の変化を低減する。 ・作業員に対し保全すべき種の生息地への立ち入りを制限する等の指導を徹底することにより人為的な攪乱による影響を低減する。 ・濁水については、仮沈砂池に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画区域外に放流するなど、下流域の動物への影響を低減する。 ・営巣環境への影響が想定されるトビは、本種の繁殖時期である3月～7月にかけて、営巣林の改変を伴う工事は避ける計画とする。 ・繁殖場所への影響が想定されるニホンアカガエルは、計画区域周辺で繁殖環境を出来る限り維持することを目的として計画区域周辺の地権者へ協力を求め、計画区域外に水草の栽培地を整備することで繁殖場所を代償し、繁殖環境の保全に努めることとする。なお、水草の栽培地の整備は、本種の繁殖時期である2～4月を避けて実施する計画とする。 ・公園等の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し選定する。また、進出企業に対して緑化の推進に努めるよう働きかけ、緑地の創出を図る。 ・進出企業に対し、計画区域周辺に存在する住居の位置等を考慮の上、計画建物の搬入口などからの光の漏れや建物自体のライトアップ、街路灯の位置等は、周辺の動物に配慮して漏れ光を抑制した位置や配置等とするよう要請する。 <p>以上により、工事の実施及び造成地の存在による動物への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減又は代償されていると評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>工事の実施及び造成地の存在に伴い、保全すべき動物種の生息環境の一部が消失する可能性がある。そのため、前述の代償措置を実施する計画であり、保全すべき動物種及び生息環境は事業者により実行可能な範囲で保全されると考える。</p> <p>以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られていると評価する。</p> |

表 10-1 (24) 環境影響評価結果の概要

| 予測結果・評価の概要 | |
|------------|---|
| 植物 | <p>【造成等の工事に伴う植物への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>本事業の実施に伴い、保全すべき植物種のうち、生育地の消失または生育環境の減少による影響を受ける種が確認された。保全すべき種を含む計画区域内の植物にとって最も影響の大きいと予測される生育環境の消失・縮小を回避するため、計画区域の環境を事業者が実行可能な範囲内でできる限り残存できるか検討を行った。その結果、土地区画整理事業ではその性格上、回避及び低減措置としての計画区域の再選定や改変面積の最小化は困難と判断した。</p> <p>このため、造成等の工事及び造成地の存在による保全すべき植物種への影響については、以下の措置を講ずることで、影響の低減又は代償に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事時間は原則として 8 時～18 時とすることで照明の使用を極力減らし、光環境の変化を低減する。 ・ 濁水については、仮沈砂池に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画区域外に放流するなど、下流域の植物への影響を低減する。 ・ 生育地への影響が想定されるコギシギシは、代償措置として計画区域外の生育適地へ生育個体の移植を行い、生育個体の保全に努めることとする。 ・ 公園等の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し選定する。また、進出企業に対して緑化の推進に努めるよう働きかけ、緑地の創出を図る。 ・ 進出企業に対し、計画区域周辺に存在する住居の位置等を考慮の上、計画建物の搬入口などからの光の漏れや建物自体のライトアップ、街路灯の位置等は、周辺の植物に配慮して漏れ光を抑制した位置や配置等とするよう要請する。 <p>以上により、造成等の工事及び造成地の存在による植物への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減又は代償されていると評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>造成等の工事及び造成地の存在により、保全すべき植物種の生育地の一部が消失する可能性がある。そのため、前述の代償措置を実施する計画であり、保全すべき植物種の生育地は事業者により実行可能な範囲内でできる限り保全され则认为。</p> <p>以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られていると評価する。</p> |

表 10-1 (25) 環境影響評価結果の概要

| 予測結果・評価の概要 | |
|------------|---|
| 生態系 | <p>【工事の実施及び造成地の存在による生態系への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>着目種や関係種を含む計画区域内の動植物にとって最も影響が大きいと予測される生息・生育環境の消失・縮小を回避するため、計画区域の環境を事業者が実行可能な範囲内でできる限り残存できるか検討を行った。その結果、土地区画整理事業ではその事業特性上、回避及び低減措置としての計画区域の再選定や改変面積の最小化は困難と判断した。</p> <p>このため、工事の実施及び造成地の存在に伴う生態系への影響については、以下の措置を講ずることで、影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は、低騒音型・低振動型の建設機械の使用に努める。 ・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避け、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう適切な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両の走行によるロードキルや移動経路の分断による影響の低減のため、計画区域外への逃避を可能とするための段階的な施工を実施する。 ・工事時間は原則として8時～18時とすることで照明の使用を極力減らし、光環境の変化を低減する。 ・濁水については、仮沈砂池に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画区域外に放流するなど、下流域の動物・植物への影響を低減する。 ・公園等の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し選定する。また、進出企業に対して緑化の推進に努めるよう働きかけ、緑地の創出を図る。 ・進出企業に対し、計画区域周辺に存在する住居の位置等を考慮の上、計画建物の搬入口などからの光の漏れや建物自体のライトアップ、街路灯の位置等は、周辺の動物・植物に配慮して漏れ光を抑制した位置や配置等とするよう要請する。 <p>以上により、工事の実施及び造成地の存在に伴う地域を特徴づける生態系への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>工事の実施及び造成地の存在に伴う着目種や関係種の生息・生育環境への影響は小さいものと予測され、地域を特徴づける生態系は事業者により実行可能な範囲内でできる限り保全されると考える。</p> <p>以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られていると評価する。</p> |

表 10-1 (26) 環境影響評価結果の概要

| 予測結果・評価の概要 | |
|------------|--|
| 景 観 | <p>【造成地及び施設の存在に伴う景観資源への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>本事業による景観資源への影響はないことから、造成地及び施設の存在に伴う景観資源への影響は回避されているものと評価する。</p> <p>【造成地及び施設の存在に伴う眺望景観への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>造成地及び施設の存在に伴う眺望景観への影響については、以下の措置を講ずること で、周辺環境への影響の回避・低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画区域の敷地境界に緩衝緑地帯を設置し、新たな緑地景観の創造に努める。 ・進出企業に対し、宅地内に緩衝緑地の設置等、景観への影響の緩和に努めるよう要請する。 ・進出企業に対し、計画建物等のデザインについて、埼玉県景観計画における景観形成基準を遵守するよう要請する。 ・進出企業に対して、計画建物の配置や大きな形状等は周囲の景観との調和に配慮するよう要請する。 ・進出企業に対し、計画区域周辺に存在する住居の位置等を考慮の上、計画建物の搬入口などからの光の漏れや建物自体のライトアップ、街路灯の位置等は、周囲の景観との調和に配慮した位置や配置等とするよう要請する。 <p>以上より、造成地及び施設の存在に伴う眺望景観への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>主要な眺望景観は計画建物等の出現により変化が生じると予測されるが、計画区域の敷地境界に緩衝緑地帯を設置し圧迫感の低減に努めるほか、各進出企業に対し、計画建物には周囲の環境と調和する色彩の採用を要請する等、環境保全措置を講じることで景観への影響の緩和に努める。</p> <p>これにより、目標や方針を阻害することはないと考えられることから、整合を図るべき基準との整合は図られているものと評価する。</p> |

表 10-1 (27) 環境影響評価結果の概要

| 予測結果・評価の概要 | |
|------------|--|
| 自然とのふれあいの場 | <p>【工事の実施による自然とのふれあいの場への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>工事の実施による自然とのふれあいの場への影響については、以下の措置を講ずることで、影響の回避・低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両の走行により自然とのふれあいの場の利用を妨げないとともに、利便性の向上に資するよう、計画区域内に公園・緑地及び歩行者専用道路等を整備する。また、必要に応じて交通誘導員の配置等の安全対策を実施する。 ・造成箇所や資材運搬等の車両が走行する仮設道路には、粉じんが飛散しないように、必要に応じて散水を行う。 ・公園等の自然とのふれあいの場に近しい箇所での工事を行う場合は、必要に応じて仮囲い等の防音対策を講じる。 ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 <p>以上より、工事の実施による自然とのふれあいの場への影響は、実行可能な範囲内で行える限り回避・低減されているものと評価する。</p> <p>【造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び自動車交通の発生による自然とのふれあいの場への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び自動車交通の発生による自然とのふれあいの場への影響については、以下の措置を講ずることで、影響の回避・低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両による出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理を要請する。 ・進出企業に対し、通勤時の公共交通機関の利用促進、送迎バスの運行等の交通量抑制に努めるよう要請する。 ・関連車両により隣接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないとともに、利便性の向上に資するよう、計画地内に公園・緑地及び歩行者専用道路等を整備する。また、必要に応じて交通誘導員の配置等の安全対策を実施するよう要請する。 <p>以上より、供用時の自然とのふれあいの場への影響は、実行可能な範囲内で行える限り回避・低減されているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>供用時に自然とのふれあいの場の直接改変はなく、環境保全措置を講じることで整合が図られているものと評価する。</p> |

表 10-1 (28) 環境影響評価結果の概要

| 予測結果・評価の概要 | |
|------------|---|
| 史跡・文化財 | <p>【造成地の存在に伴う埋蔵文化財への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>造成地の存在に伴う埋蔵文化財への影響について、以下の措置を講じることで影響の回避・低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下部の改変を極力回避した造成計画とする。 ・埼玉県、蓮田市の教育委員会と連携しつつ、文化財の保護上必要な措置を講じるものとする。 ・計画区域内で新たに埋蔵文化財が確認された場合には、文化財保護法に基づき、関係機関と協議の上、適切に対処する。 <p>以上より、造成地の存在に伴う埋蔵文化財への影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものと評価する。</p> |

表 10-1 (29) 環境影響評価結果の概要

| 予測結果・評価の概要 | |
|------------|---|
| 日照障害 | <p>【施設の存在に伴う日照障害】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>予測の結果、進出企業の計画建物により、一部の時間帯で計画区域の外側に日影が生じるが、以下に示す措置を講ずることで、日影時間の短縮に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日影による住居への影響が低減されるよう、進出企業に対して、施設の高さ及び配置等に配慮を要請する。 <p>したがって、施設の存在に伴う日影障害は、実行可能な範囲で低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>予測の結果、進出企業の計画建物は日影規制を満たすことから、施設の存在に伴う日照障害は、基準や目標との整合が図られているものと評価する。</p> |

表 10-1 (30) 環境影響評価結果の概要

| 予測結果・評価の概要 | |
|------------|--|
| 電波障害 | <p>【施設の存在に伴う電波障害】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>施設の存在に伴う電波障害について、以下の措置を講じることで周辺環境への影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波障害の発生が低減されるよう、進出企業に対して、施設の高さ及び配置等に配慮するよう要請する。 ・事業実施後に建築物の影響における電波障害が発生した場合には、電波障害の状況に応じて受信設備の設置や有線テレビジョン放送の活用等、適切な措置を講ずる。 <p>したがって、施設の存在に伴う電波障害は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものと評価する。</p> |

表 10-1 (31) 環境影響評価結果の概要

| 予測結果・評価の概要 | |
|------------|---|
| 廃棄物等 | <p>【造成等の工事に伴う廃棄物の影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>造成等の工事に伴う廃棄物の影響について、以下の措置を講じることで排出抑制に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造成等の工事に伴う廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。 <p>したがって、造成等の工事に伴う廃棄物排出抑制は、実行可能な範囲内でできる限り排出抑制がなされているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>既存建築物等の撤去に伴う廃棄物の総排出量は 362t、樹木等の伐採に伴う廃棄物の総排出量は 467.1t、進出企業の建設工事に伴う廃棄物の総排出量は 4,082t、再資源化率が 47.5%と予測した。</p> <p>本事業では、廃棄物の分別を徹底し、再生利用が困難なものについては専門業者に委託し、適切に処理を行う。また、進出企業の建築工事に伴い発生する廃棄物は、各進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進等の適正処理に努めるよう要請することから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月法律第 137 号）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月法律第 104 号）における事業者の責務等を遵守できると考える。</p> <p>以上より、造成等の工事に伴う廃棄物の影響の予測結果は、整合を図るべき目標等との整合が図られていると評価する。</p> <p>【造成等の工事に伴う残土の影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>造成等の工事に伴う残土について、以下の措置を講じることで発生抑制に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事中における残土は、計画区域内で再利用等を図る。 ・計画区域内で再利用できない場合は、残土受入業者へ搬出し、再利用を図る。 <p>したがって、造成等の工事に伴う残土は、実行可能な範囲内でできる限り発生抑制がなされているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>本事業の造成等の工事に伴う残土について、残土が発生した場合は計画区域内で再利用等を図ることから、発生量がほとんどないと予測した。計画区域内で再利用できない場合には、残土受入業者へ搬出し、再利用を図ることから、「建設リサイクル推進計画 2020（関東地域版）」（令和 2 年 9 月、関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会）の目標値を達成できると考える。</p> <p>以上より、造成等の工事に伴う残土の影響の予測結果は、整合を図るべき目標等との整合が図られていると評価する。</p> |

表 10-1 (32) 環境影響評価結果の概要

| 予測結果・評価の概要 | |
|------------|--|
| 廃棄物等 | <p>【施設の稼働に伴う廃棄物の影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>施設の稼働に伴う廃棄物等について、以下の措置を講じることで排出抑制に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働に伴い発生する廃棄物については、進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進など、適正に処理するよう要請する。 <p>したがって、施設の稼働に伴う廃棄物、実行可能な範囲内でできる限り排出抑制がなされているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>施設の稼働に伴う廃棄物の総排出量は 11,523t、再資源化率が 33.8%と予測した。</p> <p>本事業では、進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進など、適正に処理するよう要請することから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月法律第 137 号）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年、法律第 48 号）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月法律第 104 号）における事業者の責務等を遵守できると考える。</p> <p>以上より、施設の稼働に伴う廃棄物の影響の予測結果は、整合を図るべき目標等との整合が図られていると評価する。</p> |
| | <p>【施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>施設の稼働に伴う雨水及び処理水について、以下の措置を講じることで有効利用に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し、雨水及び処理水の有効利用に積極的に取り組むよう要請する。 <p>したがって、施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響は、実行可能な範囲内でできる限り有効利用されているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>進出企業からの汚水及び雨水排水は、元荒川及び綾瀬川に放流する計画であるが、雨水等の有効利用の観点から進出企業に対し、雨水等の有効利用に積極的に取り組むよう要請する。</p> <p>以上より、施設の稼働に伴う雨水及び処理水の予測結果は、整合を図るべき目標等との整合が図られていると評価する。</p> |

表 10-1 (33) 環境影響評価結果の概要

| 予測結果・評価の概要 | |
|------------|---|
| 温室効果ガス等 | <p>【建設機械の稼働に伴う温室効果ガス等の影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>建設機械の稼働に伴う温室効果ガス等について、以下の措置を講じることで排出抑制に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・建設機械は、計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械の使用に努める。(バックホウについては採用率30%以上を目標とする。) ・建設機械の整備、点検を徹底する。 <p>したがって、建設機械の稼働に伴う温室効果ガス等の排出抑制は、実行可能な範囲内のできる限りなされているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>本事業においては、低燃費型の建設機械を採用することにより、建設機械の稼働に伴う二酸化炭素の排出量を削減するとともに、その他の環境保全措置の実施により、実行可能な範囲内のできる限り排出抑制に努める。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p> <p>【資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス等の影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス等の影響について、以下の措置を講じることで排出抑制に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運用計画を検討し、搬出入が集中しないよう努める。 ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。(エコドライブ実施率80%以上を目標とする。) ・資材運搬等の車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空ふかしは行わないよう徹底する。 ・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。 <p>したがって、資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス等の排出抑制は、実行可能な範囲内のできる限りなされているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>本事業においては、エコドライブの実施により、資材運搬等の車両の走行に伴う二酸化炭素の排出量を削減するとともに、その他の環境保全措置の実施により、実行可能な範囲内のできる限り排出抑制に努める。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p> |

表 10-1 (34) 環境影響評価結果の概要

| 予測結果・評価の概要 | |
|------------|--|
| 温室効果ガス等 | <p>【造成等の工事に伴う温室効果ガス等の影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>造成等の工事に伴う温室効果ガス等の影響について、以下の措置を講じることで排出抑制に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・建設機械は、計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械の使用に努める。(バックホウについては採用率30%以上を目標とする。) ・建設機械の整備、点検を徹底する。 ・計画区域内に緩衝緑地帯を配置し新たな緑地を整備するとともに、進出企業においても積極的な緑化を促し、二酸化炭素の吸収に努めるよう要請する。 <p>したがって、造成等の工事に伴う温室効果ガス等の排出抑制は、実行可能な範囲内のできる限りなされているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>本事業において、計画区域内に存在する緑地等は全て改変されることから、一時的に二酸化炭素の吸収量が減少するが、供用時において計画区域内に緩衝緑地帯を配置し新たな緑地を整備するとともに、進出企業においても積極的な緑化を促し、二酸化炭素の吸収に努めるよう要請する。この他、工事中においては、低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械の使用に努めるなどの環境保全措置を実施する。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p> <p>【施設の稼働に伴う温室効果ガス等の影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>施設の稼働に伴う温室効果ガス等について、以下の措置を講じることで排出抑制に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し、各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施し、温室効果ガスの削減に努めるよう要請する。 ・計画区域内に緑地を配置するとともに、進出企業においても積極的な緑化を促し、二酸化炭素の吸収に努めるよう要請する。 <p>したがって、施設の稼働に伴う温室効果ガス等の排出抑制は、実行可能な範囲内のできる限りなされているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>本事業においては、進出企業に対し、各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施し、温室効果ガスの削減に努めるよう要請するほか、積極的な緑化を促し、二酸化炭素の吸収に努めるよう要請する。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p> |

表 10-1 (35) 環境影響評価結果の概要

| 予測結果・評価の概要 | |
|------------|---|
| 温室効果ガス等 | <p>【自動車交通の発生に伴う温室効果ガス等の影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>自動車交通の発生に伴う温室効果ガス等の影響について、以下の措置を講じることで周辺環境への影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関連車両のアイドリングストップを徹底するよう、進出企業に要請する。 ・ 関連車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空ふかしは行わないよう、進出企業に要請する。 <p>したがって、自動車交通の発生に伴う温室効果ガス等の排出抑制は、実行可能な範囲内でできる限りなされているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>本事業においては、進出企業に対し、関連車両のアイドリングストップを徹底するよう要請するほか、関連車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空ふかしは行わないよう要請する。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p> |

第11章 環境の保全のための措置

11.1 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置

11.1.1 環境の保全のための措置の検討

本事業の実施にあたっては、計画地周辺に住宅地等の環境保全上配慮すべき施設が立地する地域であることを考慮し、実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避、又は低減すること、法令基準等に基づき設定した環境保全目標を達成することを目的として、工事中及び供用時の各段階において環境の保全のための措置を検討した。

各段階の環境の保全のための措置の検討における基本的な考え方は、以降に示すとおりである。

なお、各段階の環境の保全のための措置の実施に伴い新たな環境影響は生じない。

また、事後調査時に事業の実施による影響が確認、もしくは、想定された場合は、速やかに追加の措置を検討する。

11.1.2 環境の保全のための措置

予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置は、表 11.1-1 に示すとおりである。

表11. 1-1 (1) 環境の保全のための措置の検討結果及びその効果の確実性

| 項目 | 環境影響要因 | 影響 | 環境の保全のための措置 | 措置の区分 | 理由 | 効果の確実性 |
|---------|-------------|--------|---|-------|-------------------------|--------|
| 大気質 | 建設機械の稼働 | 排ガスの排出 | <ul style="list-style-type: none"> 建設機械については、排出ガス対策型の機種の使用に努める。 建設機械のアイドリングストップを徹底する。 建設機械は、計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 建設機械の整備、点検を徹底する。 | 低減 | 建設機械の排ガスによる影響を低減する。 | ○ |
| | 造成等の工事 | 粉じんの飛散 | <ul style="list-style-type: none"> 造成箇所、資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行い、粉じんの飛散防止を行う。 工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、資材運搬等の車両のタイヤに付着した土砂の払落しや場内清掃等を徹底する。 | 低減 | 造成等の工事による粉じんの飛散を低減する。 | ○ |
| | 資材運搬等の車両の走行 | 排ガスの排出 | <ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両は、最新の排出ガス規制適合車の使用に努める。 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 | 低減 | 資材運搬等の車両の排ガスによる影響を低減する。 | ○ |
| | 施設の稼働 | 排ガスの排出 | <ul style="list-style-type: none"> 進出企業に対し、大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて排ガス処理施設の設置等による公害の未然防止に努めるよう要請する。 | 低減 | 施設からの排ガスによる影響を低減する。 | ○ |
| | 自動車交通の発生 | 排ガスの排出 | <ul style="list-style-type: none"> 進出企業に対し、最新排出ガス規制適合車の使用に努めるよう要請する。 ディーゼル車については、埼玉県生活環境保全条例に基づく排出ガス規制に適合した車両の使用を徹底するよう要請する。 進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう要請する。 進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両の整備、点検を徹底するよう要請する。 進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両のアイドリングストップを徹底するよう要請する。 進出企業に通勤時の公共交通機関の利用促進、送迎バスの運行等の交通量抑制に努めるよう要請する。 | 低減 | 車両の排ガスによる影響を低減する。 | ○ |
| 騒音・低周波音 | 建設機械の稼働 | 騒音の発生 | <ul style="list-style-type: none"> 建設機械については、低騒音型の建設機械の使用に努める。 建設機械のアイドリングストップを徹底する。 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 建設機械の整備、点検を徹底する。 住居等に近い箇所での工事では、必要に応じて仮囲いの設置等を検討する。 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び環境基準に加え騒音規制法の規制基準を遵守する。 | 低減 | 建設機械による騒音を低減する。 | ○ |
| | 資材運搬等の車両の走行 | 騒音の発生 | <ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 | 低減 | 資材運搬等の車両による騒音を低減する。 | ○ |

表11. 1-1 (2) 環境の保全のための措置の検討結果及びその効果の確実性

| 項目 | 環境影響要因 | 影響 | 環境の保全のための措置 | 措置の区分 | 理由 | 効果の確実性 |
|---------|-------------|--------------|---|-------|---------------------|--------|
| 騒音・低周波音 | 施設の稼働 | 騒音の発生 | <ul style="list-style-type: none"> 進出企業に対し、騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防音対策の徹底等による公害の未然防止に努めるよう要請する。 | 低減 | 施設からの騒音を低減する。 | ○ |
| | 自動車交通の発生 | 騒音の発生 | <ul style="list-style-type: none"> 進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理を要請する。 進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両の整備、点検の徹底を要請する。 進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両のアイドリングストップの徹底を要請する。 進出企業に通勤時の公共交通機関の利用促進、送迎バスの運行等の交通量抑制に努めるよう要請する。 | 低減 | 車両による騒音を低減する。 | ○ |
| | 施設の稼働 | 低周波音の発生 | <ul style="list-style-type: none"> 進出企業に対し、各設備機器の堅固な取り付け、適正な維持・管理を行い、低周波音の発生防止に努めるよう要請する。 | 低減 | 施設からの騒音を低減する。 | ○ |
| 振動 | 建設機械の稼働 | 振動の発生 | <ul style="list-style-type: none"> 建設機械については、低振動型の建設機械の使用に努める。 建設機械のアイドリングストップを徹底する。 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 建設機械の整備、点検を徹底する。 | 低減 | 建設機械による振動を低減する。 | ○ |
| | 資材運搬等の車両の走行 | 振動の発生 | <ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 | 低減 | 資材運搬等の車両による振動を低減する。 | ○ |
| | 施設の稼働 | 振動の発生 | <ul style="list-style-type: none"> 進出企業に対し、振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防振対策の徹底等による公害の未然防止に努めるよう要請する。 | 低減 | 施設からの振動を低減する。 | ○ |
| | 自動車交通の発生 | 振動の発生 | <ul style="list-style-type: none"> 進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理を要請する。 進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両の整備、点検の徹底を要請する。 進出企業に通勤時の公共交通機関の利用促進、送迎バスの運行等の交通量抑制に努めるよう要請する。 | 低減 | 車両による振動を低減する。 | ○ |
| 悪臭 | 施設の稼働 | 悪臭の発生 | <ul style="list-style-type: none"> 進出企業に対し、悪臭防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて脱臭設備を設置するなどの公害の未然防止に努めるよう要請する。 | 低減 | 施設からの悪臭を低減する。 | ○ |
| 水質 | 造成等の工事 | 濁水・アルカリ排水の発生 | <ul style="list-style-type: none"> 工事中の雨水流出の調整、土砂及び濁水の流出を防止するため、盛土工事に先立ち、仮排水路、仮沈砂池等の防災工事を行う。 盛土工事に当たっては、必要に応じて下流部に仮土堤、又は板棚を設置する。 濁水については、仮沈砂池に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上水を地区外に放流する。また、必要に応じてpH調整を行う。 盛土箇所は速やかに転圧を施す。 コンクリート製品はできる限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を最小限に抑える。 造成等の工事による濁水等に係る浮遊物質量、水素イオン濃度について十分な監視及び措置を講ずる。 | 低減 | 濁水・アルカリ排水の発生を低減する。 | ○ |

表11. 1-1 (3) 環境の保全のための措置の検討結果及びその効果の確実性

| 項目 | 環境影響要因 | 影響 | 環境の保全のための措置 | 措置の区分 | 理由 | 効果の確実性 |
|----|---------------|--------------------|---|----------|-------------------------|--------|
| 水質 | 施設の稼働 | 汚水排水の発生 | <ul style="list-style-type: none"> 進出企業に対し、水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める排水基準を遵守させるとともに、必要に応じて水質汚濁防止対策の徹底等による公害の未然防止に努めるよう要請する。 施設の稼働に伴う排水は原則として生物化学的酸素要求量(BOD)又は化学的酸素要求量を10mg/L以下とする。また、浄化槽を設置する場合は、原則として合併処理浄化槽とし、水質基準は、処理対象人員100人以下の施設はBODを20mg/L以下とし、処理対象人員101人以上の施設はBODを10mg/L以下とする。 | 低減 | 汚水排水による影響を低減する。 | ○ |
| 水象 | 造成地の存在・施設の存在 | 雨水流出量の変化 | <ul style="list-style-type: none"> 十分な雨水貯留能力を持つ仮設調整地または沈砂池を設置する。 | 低減 | 雨水流出量の変化への影響を低減する。 | ○ |
| | 造成地の存在 | 地下水の水位及び水脈の変化 | <ul style="list-style-type: none"> 工事の着手前から観測井を設置し、地下水の水位を継続的に観測する。 計画区域内は緑地の整備や雨水浸透桝等の設置等により地下水の涵養を図る。 | 低減 | 地下水の水位及び水脈の変化への影響を低減する。 | ○ |
| 地盤 | 造成地の存在 | 地盤沈下の発生 | <ul style="list-style-type: none"> 工事の着手前から観測井を設置し、地下水の水位を継続的に観測する。また、工事の着工前、工事中に盛土に伴う圧密沈下量、変形等を観測する。 地質の状況等に応じた剛性の高い山留め工法等を採用する。 進出企業に対し、圧密沈下量を想定した建築工事計画を立てるように要請する。 | 低減 | 地盤沈下による影響を低減する。 | ○ |
| 動物 | 工事の実施及び造成地の存在 | 保全すべき種及びその生息環境への影響 | <ul style="list-style-type: none"> 建設機械は、低騒音型・低振動型の建設機械の使用に努める。 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避け、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう適切な運行管理に努める。 資材運搬等の車両の走行によるロードキルや移動経路の分断による影響の低減のため、計画区域外への逃避を可能とするための段階的な施工を実施する。 工事時間は原則として8時～18時とすることで照明の使用を極力減らし、光環境の変化を低減する。 作業員に対し保全すべき種の生息地への立ち入りを制限する等の指導を徹底することにより人為的な攪乱による影響を低減する。 濁水については、仮沈砂池に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画区域外に放流するなど、下流域の動物への影響を低減する。 営巣環境への影響が想定されるトビは、本種の繁殖時期である3月～7月にかけて、営巣林の改変を伴う工事は避ける計画とする。 繁殖場所への影響が想定されるニホンアカガエルは、計画区域周辺で繁殖環境を出来る限り維持することを目的として計画区域周辺の地権者へ協力を求め、計画区域外に水草の栽培地を整備することで繁殖場所を代償し、繁殖環境の保全に努めることとする。なお、水草の栽培地の整備は、本種の繁殖時期である2～4月を避けて実施する計画とする。 公園等の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し選定する。また、進出企業に対して緑化の推進に努めるよう働きかけ、緑地の創出を図る。 進出企業に対し、計画区域周辺に存在する住居の位置等を考慮の上、計画建物の搬入口などからの光の漏れや建物自体のライトアップ、街路灯の位置等は、周辺の動物に配慮して漏れ光を抑制した位置や配置等とするよう要請する。 | 低減 代償 | 動物への影響を低減・代償する。 | △ |

表11. 1-1 (4) 環境の保全のための措置の検討結果及びその効果の確実性

| 項目 | 環境影響要因 | 影響 | 環境の保全のための措置 | 措置の区分 | 理由 | 効果の確実性 |
|-----|-----------------------------------|---------------------------------|--|-------|---------------------|--------|
| 植物 | 造成等の工事、造成地の存在 | 保全すべき種やその生育環境並びに植生及び保全すべき群落への影響 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事時間は原則として8時～18時とすることで照明の使用を極力減らし、光環境の変化を低減する。 ・ 濁水については、仮沈砂池に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画区域外に放流するなど、下流域の植物への影響を低減する。 ・ 生育地への影響が想定されるコギシギシは、代償措置として計画区域外の生育適地へ生育個体の移植を行い、生育個体の保全に努めることとする。 ・ 公園等の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し選定する。また、進出企業に対して緑化の推進に努めるよう働きかけ、緑地の創出を図る。 ・ 進出企業に対し、計画区域周辺に存在する住居の位置等を考慮の上、計画建物の搬入口などからの光の漏れや建物自体のライトアップ、街路灯の位置等は、周辺の植物に配慮して漏れ光を抑制した位置や配置等とするよう要請する。 | 低減代償 | 植物への影響を低減・代償する。 | △ |
| 生態系 | 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、造成地の存在 | 地域を特徴づける生態系への影響 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設機械は、低騒音型・低振動型の建設機械の使用に努める。 ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避け、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう適切な運行管理に努める。 ・ 資材運搬等の車両の走行によるロードキルや移動経路の分断による影響の低減のため、計画区域外への逃避を可能とするための段階的な施工を実施する。 ・ 工事時間は原則として8時～18時とすることで照明の使用を極力減らし、光環境の変化を低減する。 ・ 濁水については、仮沈砂池に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画区域外に放流するなど、下流域の動物・植物への影響を低減する。 ・ 公園等の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し選定する。また、進出企業に対して緑化の推進に努めるよう働きかけ、緑地の創出を図る。 ・ 進出企業に対し、計画区域周辺に存在する住居の位置等を考慮の上、計画建物の搬入口などからの光の漏れや建物自体のライトアップ、街路灯の位置等は、周辺の動物・植物に配慮して漏れ光を抑制した位置や配置等とするよう要請する。 | 低減 | 生態系への影響を低減する。 | ○ |
| 景観 | 造成地の存在・施設の存在 | 景観資源への影響及び眺望景観の変化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画区域の敷地境界に緩衝緑地帯を設置し、新たな緑地景観の創造に努める。 ・ 進出企業に対し、宅地内に緩衝緑地の設置等、景観への影響の緩和に努めるよう要請する。 ・ 進出企業に対し、計画建物等のデザインについて、埼玉県景観計画における景観形成基準を遵守するよう要請する。 ・ 進出企業に対して、計画建物の配置や大きな形状等は周囲の景観との調和に配慮するよう要請する。 ・ 進出企業に対し、計画区域周辺に存在する住居の位置等を考慮の上、計画建物の搬入口などからの光の漏れや建物自体のライトアップ、街路灯の位置等は、周囲の景観との調和に配慮した位置や配置等とするよう要請する。 | 低減 | 周辺景観への調和により影響を低減する。 | ○ |

表11. 1-1 (5) 環境の保全のための措置の検討結果及びその効果の確実性

| 項目 | 環境影響要因 | 影響 | 環境の保全のための措置 | 措置の区分 | 理由 | 効果の確実性 |
|------------|-----------------------------|--------------------------|---|----------|-----------------------|--------|
| 自然とのふれあいの場 | 工事の実施 | 自然とのふれあいの場の利用環境・交通手段への影響 | <ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 資材運搬等の車両の走行により自然とのふれあいの場の利用を妨げないとともに、利便性の向上に資するよう、計画区域内に公園・緑地及び歩行者専用道路等を整備する。また、必要に応じて交通誘導員の配置等の安全対策を実施する。 造成箇所や資材運搬等の車両が走行する仮設道路には、粉じんが飛散しないように、必要に応じて散水を行う。 公園等の自然とのふれあいの場に近しい箇所での工事を行う場合は、必要に応じて仮囲い等の防音対策を講じる。 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 | 回避 低減 | 自然とのふれあいの場への影響を低減する。 | ○ |
| | 造成地の存在、施設の存在、施設の稼働、自動車交通の発生 | 自然とのふれあいの場の利用環境・交通手段への影響 | <ul style="list-style-type: none"> 進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両による出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理を要請する。 進出企業に対し、通勤時の公共交通機関の利用促進、送迎バスの運行等の交通量抑制に努めるよう要請する。 関連車両により隣接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないとともに、利便性の向上に資するよう、計画地内に公園・緑地及び歩行者専用道路等を整備する。また、必要に応じて交通誘導員の配置等の安全対策を実施するよう要請する。 | 回避 低減 | 自然とのふれあいの場への影響を低減する。 | ○ |
| 史跡・文化財 | 造成地の存在 | 埋蔵文化財包蔵地への影響 | <ul style="list-style-type: none"> 地下部の改変を極力回避した造成計画とする。 埼玉県、蓮田市の教育委員会と連携しつつ、文化財の保護上必要な措置を講じるものとする。 計画区域内で新たに埋蔵文化財が確認された場合には、文化財保護法に基づき、関係機関と協議の上、適切に対処する。 | 回避 低減 | 埋蔵文化財包蔵地への影響を回避・低減する。 | ○ |
| | 日照阻害 | 日照阻害の発生 | <ul style="list-style-type: none"> 日影による住居への影響が低減されるよう、進出企業に対して、施設の高さ及び配置等に配慮を要請する。 | 低減 | 日照阻害による影響を低減する。 | ○ |
| | 電波障害 | 施設存在 | <ul style="list-style-type: none"> 電波障害の発生が低減されるよう、進出企業に対して、施設の高さ及び配置等に配慮するよう要請する。 事業実施後に建築物の影響における電波障害が発生した場合には、電波障害の状況に応じて受信設備の設置や有線テレビジョン放送の活用等、適切な措置を講ずる。 | 低減 | 電波障害による影響を低減する。 | ○ |
| 廃棄物等 | 造成等の工事 | 廃棄物の発生 | <ul style="list-style-type: none"> 造成等の工事に伴う廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。 | 低減 | 廃棄物の排出を抑制する。 | ○ |
| | 造成等の工事 | 残土の発生 | <ul style="list-style-type: none"> 工事中における残土は、計画区域内で再利用等を図る。 計画区域内で再利用できない場合は、残土受入業者へ搬出し、再利用を図る。 | 低減 | 残土の発生を抑制する。 | ○ |

表11. 1-1 (6) 環境の保全のための措置の検討結果及びその効果の確実性

| 項目 | 環境影響要因 | 影響 | 環境の保全のための措置 | 措置の区分 | 理由 | 効果の確実性 |
|---------|-------------|------------|--|-------|------------------|--------|
| 廃棄物等 | 施設の稼働 | 廃棄物の発生 | ・施設の稼働に伴い発生する廃棄物については、進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進など、適正に処理するよう要請する。 | 低減 | 廃棄物の発生を抑制する。 | ○ |
| | 施設の稼働 | 雨水及び処理水の発生 | ・進出企業に対し、雨水及び処理水の有効利用に積極的に取り組むよう要請する。 | 低減 | 雨水及び処理水を削減する。 | ○ |
| 温室効果ガス等 | 建設機械の稼働 | 温室効果ガス等の排出 | ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・建設機械は、計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械の使用に努める。(バックホウについては採用率30%以上を目標とする。) ・建設機械の整備、点検を徹底する。 | 低減 | 温室効果ガス等の排出を抑制する。 | ○ |
| | 資材運搬等の車両の走行 | 温室効果ガス等の排出 | ・資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運用計画を検討し、搬入が集中しないよう努める。 ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。(エコドライブ実施率80%以上を目標とする。) ・資材運搬等の車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空ふかしは行わないよう徹底する。 ・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。 | 低減 | 温室効果ガス等の排出を抑制する。 | ○ |
| | 造成等の工事 | 温室効果ガス等の排出 | ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・建設機械は、計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械の使用に努める。(バックホウについては採用率30%以上を目標とする。) ・建設機械の整備、点検を徹底する。 ・計画区域内に緩衝緑地帯を配置し新たな緑地を整備するとともに、進出企業においても積極的な緑化を促し、二酸化炭素の吸収に努めるよう要請する。 | 低減 | 温室効果ガス等の排出を抑制する。 | ○ |
| | 施設の稼働 | 温室効果ガス等の排出 | ・進出企業に対し、各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施し、温室効果ガスの削減に努めるよう要請する。 ・計画区域内に緑地を配置するとともに、進出企業においても積極的な緑化を促し、二酸化炭素の吸収に努めるよう要請する。 | 低減 | 温室効果ガス等の排出を抑制する。 | ○ |
| | 自動車交通の発生 | 温室効果ガス等の排出 | ・関連車両のアイドリングストップを徹底するよう、進出企業に要請する。 ・関連車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空ふかしは行わないよう、進出企業に要請する。 | 低減 | 温室効果ガス等の排出を抑制する。 | ○ |

注：効果の不確実性は、以下に示すとおり。

○：保全措置の効果に不確実性を伴わない。 △：保全措置の効果に不確実性を伴う。

11.2 低減措置の実施計画

11.2.1 周辺住居の生活環境に係る低減措置

本事業の実施に伴う工事中及び供用時における大気汚染、騒音、振動等の各項目はともに予測の結果、大きな影響はないものと考えられる。

しかし、計画区域の東側には住居地域、南側には耕作地が近接して分布することから、生活環境上の保全の観点から以下の低減措置を行っていくものとする。

(1) 周辺地域との緩衝機能の確保

計画区域に隣接する住居地域及び耕作地等との間には調整池、緩衝緑地帯、公園を配置し、周辺地域との十分な緩衝距離を持たせ、大気汚染、騒音、振動等の影響を低減させる。

(2) ヒートアイランド現象の低減

供用時においては、各進出企業により計画区域内はコンクリートやアスファルト等で被覆されることが想定される。その結果、計画区域及びその周辺では気温上昇が見込まれることから、計画区域内の積極的な敷地内緑化を推進するとともに、公園や緩衝緑地帯を設けていく。また、計画区域内においては、調整池を設置することにより、ヒートアイランド現象の低減に努めていく。

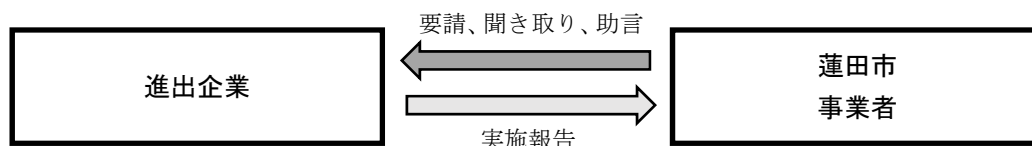
(3) 公園・緑地計画

公園・緑地の配置は、連続性を踏まえ一体的な緑地環境として地域住民の利用促進に努める。

(4) 進出企業への環境保全措置の要請等

供用時の環境保全措置の進出企業への要請等、進出企業からの実施報告の体制は、図11.2-1に示すとおりである。

進出企業への要請等は、蓮田市、または事業者から行うものとし、企業誘致時には、環境保全に関する基本方針や保全措置の説明を行う。また、進出企業の建築工事時及び供用時にも各段階における環境保全措置の要請、聞き取り、助言を行うものとし、進出企業から実施報告を受けるものとする。



- ①企業誘致時：環境保全に関する基本方針や保全措置の説明
- ②建築工事中：工事及び環境保全措置等に係る要請等
- ③供用時：事業の管理・運営及び環境保全措置等に係る要請等

図 11.2-1 進出企業への要請等、実施報告の体制

11.3 代償措置の実施計画

11.3.1 動物、植物、生態系に係る代償措置

(1) 環境影響を回避又は低減することが困難な理由

本事業は土地区画整理事業であり、その事業特性上、計画区域の再選定や改変面積の最小化は困難であり、現況の耕作地を計画区域内に残存させることができないことから、一部の動物、植物を対象として代償措置を講じる。

(2) 代償措置の検討

動物、植物の回避又は低減できない影響については、代償措置の検討を行った。

表 11.3-1 動物の代償措置の検討結果

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 代償措置の内容 | 計画区域外にニホンアカガエルの繁殖環境を創出し、卵塊の移設を行う。 |
| 環境影響を回避又は低減することが困難な理由 | 事業特性上、計画区域の再選定や改変面積の最小化は困難であり、現況の繁殖環境を計画区域内に残存させることができない。 |
| 対象事業により損なわれる環境の状況 | 計画区域内のニホンアカガエルの繁殖環境が消失する。 |
| 代償措置により創出される環境の目標 | ニホンアカガエルの繁殖環境を保全する。 |
| 代償措置の妥当性 | 計画区域外にてニホンアカガエルの繁殖環境が保全されるため、代償措置として妥当である。 |
| 代償措置に提供する技術と効果 | 計画区域内の繁殖環境は人工的な環境であり、同様の環境を創出・整備することは可能である。また、ニホンアカガエルの卵塊の移設事例もある。なお、創出した環境の管理には地権者の協力が必要である。 |
| 代償措置による環境影響のおそれの有無及び当該おそれがある場所の環境影響の回避又は低減措置等 | 移設先は、人工的な環境であり、代償措置による移設先の環境影響のおそれはない。また、生態系の攪乱等の影響も生じないと考えられる。 |
| 事後調査に関する事項 | 計画区域外に創出した環境への移設となるため、事後調査の対象とする。 |

表 11.3-2 植物の代償措置の検討結果

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 代償措置の内容 | 計画区域外の生育適地へコギシギシの個体を移植する。 |
| 環境影響を回避又は低減することが困難な理由 | 事業特性上、計画区域の再選定や改変面積の最小化は困難であり、現況の畑地環境や耕作地を計画区域内に残存させることができない。 |
| 対象事業により損なわれる環境の状況 | 計画区域内のコギシギシの生育地が消失する。 |
| 代償措置により創出される環境の目標 | コギシギシの生育個体を保全する。 |
| 代償措置の妥当性 | 計画区域外にてコギシギシの生育が保全されるため、代償措置として妥当である。 |
| 代償措置に提供する技術と効果 | コギシギシの移植事例はある。 |
| 代償措置による環境影響のおそれの有無及び当該おそれがある場所の環境影響の回避又は低減措置等 | 移植先は、移植事例を参照しながら、環境影響のおそれのない箇所とする。 |
| 事後調査に関する事項 | 計画区域外へ個体移植を行うため、事後調査の対象とする。 |

(3) 代償措置の実施方法

代償措置として、ニホンアカガエルの繁殖環境の創出及び卵塊の移設、コギシギシの生育個体の移植を行う。

移設・移植を行う種は、対応できる時期が限定されるため、工事工程を踏まえて、適切な時期を設定し、実施するものとする。

第12章 事後調査の計画

12.1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由

12.1.1 事後調査項目の選定

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査を実施する項目の選定結果は、表 12.1-1 に示すとおりである。

表 12.1-1 (1) 事後調査項目の選定

| 項目 | | 環境影響要因 | | 事後調査 項目選定 | | |
|-----------------|------------------|----------------------------|--------------------------|--------------|--------|---|
| 大気質 | 二酸化窒素又は窒素酸化物 | 工事 | 建設機械の稼働 | × | | |
| | | | 資材運搬等の車両の走行 | × | | |
| | | 存在・供用 | 施設の稼働 | ○ | | |
| | | | 自動車交通の発生 | ○ | | |
| | 二酸化硫黄又は硫黄酸化物 | 存在・供用 | 施設の稼働 | ○ | | |
| | 浮遊粒子状物質 | 工事 | 建設機械の稼働 | × | | |
| | | | 資材運搬等の車両の走行 | × | | |
| | | 存在・供用 | 施設の稼働 | ○ | | |
| | | | 自動車交通の発生 | ○ | | |
| | 炭化水素 | 工事 | 資材運搬等の車両の走行 | × | | |
| 存在・供用 | | 自動車交通の発生 | ○ | | | |
| 粉じん | 工事 | 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事 | × | | | |
| その他の大気質に係る有害物質等 | 存在・供用 | 施設の稼働 | ○ | | | |
| 騒音・ 低周波音 | 騒音 | 工事 | 建設機械の稼働 | × | | |
| | | | 資材運搬等の車両の走行 | × | | |
| | | 存在・供用 | 施設の稼働 | ○ | | |
| | | | 自動車交通の発生 | ○ | | |
| 低周波音 | 存在・供用 | 施設の稼働 | ○ | | | |
| 振動 | 振動 | 工事 | 建設機械の稼働 | × | | |
| | | | 資材運搬等の車両の走行 | × | | |
| | | 存在・供用 | 施設の稼働 | ○ | | |
| | | | 自動車交通の発生 | ○ | | |
| 悪臭 | 悪臭 | 存在・供用 | 施設の稼働 | ○ | | |
| 水質 | 公共 用水域の 水質 | 存在・供用 | 生物化学的酸素要求量 又は化学的酸素要求量 | ○ | | |
| | | | 浮遊物質 | 工事 | 造成等の工事 | × |
| | | 工事 | 窒素及び燐 | 存在・供用 | 施設の稼働 | ○ |
| | | | 水素イオン濃度 | 工事 | 造成等の工事 | × |
| | 健康項目等 | 存在・供用 | 施設の稼働 | ○ | | |
| 底質 | 底質に係る有害物質等 | 存在・供用 | 施設の稼働 | ○ | | |

表 12.1-1(2) 事後調査項目の選定

| 項目 | | 環境影響要因 | | 事後調査 項目選定 |
|------------|----------------------|--------|--------------|--------------|
| 水象 | 河川等の流量、流速及び水位 | 存在・供用 | 造成地の存在、施設の存在 | × |
| | 地下水の水位及び水脈 | | 造成地の存在 | ○ |
| 地盤 | 地盤沈下 | 存在・供用 | 造成地の存在 | ○ |
| 動物 | 保全すべき種 | 工事 | 建設機械の稼働 | × |
| | | | 資材運搬等の車両の走行 | × |
| | | | 造成等の工事 | × |
| | | 存在・供用 | 造成地の存在 | ○ |
| 植物 | 保全すべき種 | 工事 | 造成等の工事 | × |
| | | 存在・供用 | 造成地の存在 | ○ |
| | 保全すべき植生及び群落 | 工事 | 造成等の工事 | × |
| | | 存在・供用 | 造成地の存在 | ○ |
| 生態系 | 地域を特徴づける生態系 | 工事 | 建設機械の稼働 | × |
| | | | 資材運搬等の車両の走行 | × |
| | | | 造成等の工事 | × |
| | | 存在・供用 | 造成地の存在 | × |
| 景観 | 景観資源(自然的景観及び歴史的景観資源) | 存在・供用 | 造成地の存在・施設の存在 | × |
| | 眺望景観 | 存在・供用 | 施設の存在 | ○ |
| 自然とのふれあいの場 | 自然とのふれあいの場 | 工事 | 建設機械の稼働 | × |
| | | | 資材運搬等の車両の走行 | × |
| | | | 造成等の工事 | × |
| | | 存在・供用 | 造成地の存在、施設の存在 | ○ |
| | | | 施設の稼働 | ○ |
| 自動車交通の発生 | ○ | | | |
| 史跡・文化財 | 埋蔵文化財 | 存在・供用 | 造成地の存在 | × |
| 日照障害 | 日影の状況 | 存在・供用 | 施設の存在 | × |
| 電波障害 | 電波受信状況 | 存在・供用 | 施設の存在 | × |
| 廃棄物等 | 廃棄物 | 工事 | 造成等の工事 | × |
| | | 存在・供用 | 施設の稼働 | ○ |
| | 残土 | 工事 | 造成等の工事 | × |
| | 雨水及び処理水 | 存在・供用 | 施設の稼働 | ○ |
| 温室効果ガス等 | 温室効果ガス | 工事 | 建設機械の稼働 | × |
| | | | 資材運搬等の車両の走行 | × |
| | | | 造成等の工事 | × |
| | | 存在・供用 | 施設の稼働、 | ○ |
| | | | 自動車交通の発生 | ○ |

12.1.2 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査項目から除外する項目及びその理由は表 12.1-2 に示すとおりである。

表 12.1-2(1) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

| 項目 | 環境影響要因 | 除外する理由 |
|---------|----------------------------|---|
| 大気質 | 建設機械の稼働 | 予測の精度が確保されているとともに、建設機械の稼働に伴う排ガスの最大影響濃度は整合を図るべき基準等を満たしていると予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、その影響は軽微と考える。 したがって、事後調査項目から除外する。 |
| | 資材運搬等の車両の走行 | 予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両の走行に伴う将来予測濃度は整合を図るべき基準等を満たしていると予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、その影響は軽微と考える。 したがって、事後調査項目から除外する。 |
| | 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事 | 予測の精度が確保されているとともに、造成等の工事に伴う粉じんの工事寄与量は整合を図るべき基準等を満たしていると予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、その影響は軽微と考える。 したがって、事後調査項目から除外する。 |
| 騒音・低周波音 | 建設機械の稼働 | 予測の精度が確保されているとともに、建設機械の稼働に伴う騒音は整合を図るべき基準等を満たしていると予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、その影響は軽微と考える。 したがって、事後調査項目から除外する。 |
| | 資材運搬等の車両の走行 | 予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音は整合を図るべき基準等を満たしていると予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、その影響は軽微と考える。 したがって、事後調査項目から除外する。 |
| 振動 | 建設機械の稼働 | 予測の精度が確保されているとともに、建設機械の稼働に伴う振動レベルは整合を図るべき基準等を満たしていると予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、その影響は軽微と考える。 したがって、事後調査項目から除外する。 |
| | 資材運搬等の車両の走行 | 予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両の走行に伴う振動レベルは整合を図るべき基準等を満たしていると予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、その影響は軽微と考える。 したがって、事後調査項目から除外する。 |
| 水質 | 造成等の工事 | 予測の精度が確保されているとともに、造成等の工事に伴う浮遊物質量及び水素イオン濃度は整合を図るべき基準等を満たしていると予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、その影響は軽微と考える。 したがって、事後調査項目から除外する。 |

表 12.1-2(2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

| 項目 | | 環境影響要因 | | 除外する理由 |
|------------|----------------------|--------|----------------------------|--|
| 水象 | 河川等の流量、流速及び水位 | 存在・供用 | 造成地の存在 | 予測の精度が確保されているとともに、雨水流出量の変化については、新設する調整池により、雨水流出量の抑制を図ることで水象への影響は小さいものと考えられる。 したがって、事後調査項目から除外する。 |
| 動物 | 保全すべき種 | 工事 | 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事 | 工事中における動物の生息環境への影響は一時的なものであり、環境保全措置を講じることで生息環境への影響は小さいと考えられ、その効果に不確実性を伴わない。 したがって、事後調査項目から除外する。 |
| 植物 | 保全すべき種、保全すべき植生及び群落 | 工事 | 造成等の工事 | 工事中における植物の生育地への影響は一時的なものであり、環境保全措置を講じることで生育地への影響は小さいと考えられ、その効果に不確実性を伴わない。 したがって、事後調査項目から除外する。 |
| 生態系 | 地域を特徴づける生態系 | 工事 | 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事 | 工事中における生態系への影響は一時的なものであり、環境保全措置を講じることで生息環境への影響は小さいと考えられ、その効果に不確実性を伴わない。 したがって、事後調査項目から除外する。 |
| | | 存在・供用 | 造成地の存在 | 供用時における生態系への影響は、生息環境が一部消失するものの、計画区域周辺に主な生息環境は残存し、環境保全措置を講じることで生息環境への影響は小さいと考えられ、その効果に不確実性を伴わない。 したがって、事後調査項目から除外する。 |
| 景観 | 景観資源(自然的景観及び歴史的景観資源) | 存在・供用 | 造成地の存在・施設の存在 | 景観資源に与える影響はないことから、事後調査項目から除外する。 |
| 自然とのふれあいの場 | 自然とのふれあいの場 | 工事 | 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事 | 予測の精度が確保されているとともに、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、その影響は軽微と考える。 したがって、事後調査項目から除外する。 |
| 史跡・文化財 | 埋蔵文化財 | 存在・供用 | 造成地の存在 | 文化財保護法、埼玉県文化財保護条例等に基づく手続きや、必要に応じた協議により、埋蔵文化財の改変は回避されるため、事後調査項目から除外する |
| 日照障害 | 日影の状況 | 存在・供用 | 施設の存在 | 予測の精度が確保されているとともに、施設の存在に伴う日照障害は整合を図るべき基準等を満たしていると予測される。 また、進出企業に対しては、計画区域周辺で計画建物による日照障害が生じることのない建物形状、高さに配慮するように要請していく。 したがって、事後調査項目から除外する。 |
| 電波障害 | 電波受信状況 | 存在・供用 | 施設の存在 | 予測の精度が確保されているとともに、施設の存在に伴う電波障害は整合を図るべき基準等を満たしていると予測される。 また、進出企業に対しては、計画区域周辺で計画建物による障害が生じた場合には、受信障害の改善方法、時期等について関係者と十分協議し、必要な対策を実施するよう要請していく。 したがって、事後調査項目から除外する。 |

表 12.1-2(3) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

| 項目 | | 環境影響要因 | | 除外する理由 |
|---------|--------|--------|----------------------------|--|
| 廃棄物等 | 廃棄物、残土 | 工事 | 造成等の工事 | <p>予測の精度が確保されているとともに、造成等の工事に伴う廃棄物等は整合を図るべき基準等を満たしていると予測される。</p> <p>また、造成等の工事に伴う廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p> |
| 温室効果ガス等 | 温室効果ガス | 工事 | 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事 | <p>予測の精度が確保されているとともに、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、その影響は軽微と考える。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p> |

12.2 事後調査方法等

12.2.1 大気質

予測において、進出企業の業種は想定であり不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、供用時における施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う大気質の状況等について事後調査を行う。

(1) 調査内容

1) 大気質の状況

一般環境大気質：施設の稼働に伴う二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、炭化水素（非メタン炭化水素）

沿道環境大気質：自動車交通の発生に伴う二酸化窒素又は窒素酸化物、浮遊粒子状物質、炭化水素（非メタン炭化水素）

2) 環境保全措置の実施状況

「第 11 章」に記載した環境保全のための措置の実施状況

(2) 調査方法

1) 大気質の状況

ア) 一般環境大気質

一般環境大気質の調査方法は、表 12.2-1 に示すとおりである。

表 12.2-1 一般環境大気質の調査方法

| 調査項目 | 調査（測定）方法 | 試料採取高さ |
|----------------|---|---------|
| 二酸化窒素 | 「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める測定方法とする。 | 地上 1.5m |
| 二酸化硫黄 | | 地上 1.5m |
| 浮遊粒子状物質 | | 地上 3.0m |
| 炭化水素（非メタン炭化水素） | 「環境大気中の鉛・炭化水素の測定法について」（昭和 52 年環大企第 61 号環境庁大気保全局長通達）に定める測定方法とする。 | 地上 1.5m |

イ) 沿道環境大気質

沿道環境大気質の調査方法は、表 12.2-2 に示すとおりである。

なお、自動車交通量の発生に伴う騒音の事後調査において、道路交通騒音と合わせて交通量調査を行い、供用時の交通量の状況を把握するものとする。

表 12.2-2 沿道環境大気質の調査方法

| 調査項目 | 調査（測定）方法 | 試料採取高さ |
|----------------|---|---------|
| 二酸化窒素 | 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に定める測定方法とする。 | 地上 1.5m |
| 浮遊粒子状物質 | 「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める測定方法とする。 | 地上 3.0m |
| 炭化水素（非メタン炭化水素） | 「環境大気中の鉛・炭化水素の測定法について」（昭和 52 年環大企第 61 号環境庁大気保全局長通達）に定める測定方法とする。 | 地上 1.5m |

2) 環境保全措置の実施状況

現地確認及び関係資料の整理により確認する。

(3) 調査地域・地点

予測地点と同様、一般環境大気質 1 地点、沿道環境大気質 4 地点の計 5 地点とする。
対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況は、計画区域及びその周辺とする。

(4) 調査期間・頻度

調査時期は、進出企業の事業活動が定常状態となる時期とし、一般的に大気質濃度が比較的高くなる冬季に 7 日間測定を 1 回とする。

12.2.2 騒音・低周波音

予測において、進出企業の業種は想定であり不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、供用時における施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う騒音、施設の稼働に伴う低周波音の状況等について事後調査を行う。

(1) 調査内容

1) 騒音の状況

環境騒音 : 施設の稼働に伴う騒音
道路交通騒音 : 自動車交通の発生に伴う騒音
低周波音 : 施設の稼働に伴う低周波音

2) 環境保全措置の実施状況

「第 11 章」に記載した環境保全のための措置の実施状況

(2) 調査方法

1) 騒音の状況

① 環境騒音

環境騒音の騒音レベル (L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} 、 L_{Aeq}) については、「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年、環境庁告示第 64 号)に定める「環境騒音の表示・測定方法 (JISZ8731 (1999))」に準じて、計量法第 71 条の条件に合格した普通騒音計及びメモリーカードを用いて測定する。

② 道路交通騒音

道路交通騒音の騒音レベル (L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} 、 L_{Aeq}) については、「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年、環境庁告示第 64 号)に定める「環境騒音の表示・測定方法 (JISZ8731 (1999))」に準じて、計量法第 71 条の条件に合格した普通騒音計及びメモリーカードを用いて測定する。

また、交通量調査を合わせて実施する。交通量はハンドカウンターを用いて測定する。

③ 低周波音

低周波音音圧レベル (G 特性音圧レベル、1/3 オクターブバンド音圧レベル) については、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成 12 年 10 月、環境庁)に準じて測定する。

2) 環境保全措置の実施状況

現地確認及び関係資料の整理により確認する。

(3) 調査地域・地点

予測地点と同様、環境騒音 4 地点、道路交通騒音 4 地点、低周波音 4 地点の計 12 地点とする。

対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況は、計画区域及びその周辺とする。

(4) 調査期間・頻度

調査時期は、進出企業の事業活動が定常状態となる時期とし、調査期間・頻度は平日の 1 日（24 時間）とする。

12.2.3 振動

予測において、進出企業の業種は想定であり不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、供用時における施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う振動の状況等について事後調査を行う。

(1) 調査内容

1) 振動の状況

環境振動 : 施設の稼働に伴う振動
道路交通振動 : 自動車交通の発生に伴う振動

2) 環境保全措置の実施状況

「第 11 章」に記載した環境保全のための措置の実施状況

(2) 調査方法

1) 振動の状況

① 環境振動

環境振動の振動レベル (L_{10} 、 L_{50} 、 L_{90}) について、「振動規制法施行規則」(昭和 51 年、総理府令第 58 号) に定める「振動レベル測定方法 (JISZ 8735)」に準じて、JIS C 1510 に定められた振動レベル計及びメモリーカードを用いて測定する。

② 道路交通振動

道路交通振動レベル (L_{10} 、 L_{50} 、 L_{90}) について、「振動規制法施行規則」(昭和 51 年、総理府令第 58 号) に定める「振動レベル測定方法 (JISZ 8735)」に準じて、JIS C 1510 に定められた振動レベル計及びメモリーカードを用いて測定する。

なお、自動車交通量の発生に伴う騒音の事後調査において、道路交通騒音と合わせて交通量調査を行い、供用時の交通量の状況を把握するものとする。

2) 環境保全措置の実施状況

現地確認及び関係資料の整理により確認する。

(3) 調査地域・地点

予測地点と同様、環境振動 4 地点、道路交通振動 4 地点の計 8 地点とする。
対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況は、計画区域及びその周辺とする。

(4) 調査期間・頻度

調査時期は、進出企業の事業活動が定常状態となる時期とし、調査期間・頻度は平日の 1 日 (24 時間) とする。

12.2.4 悪臭

予測において、進出企業の業種は想定であり不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、供用時における施設の稼働に伴う悪臭の状況等について事後調査を行う。

(1) 調査内容

1) 悪臭の状況

施設の稼働に伴う悪臭（臭気指数）

2) 環境保全措置の実施状況

「第 11 章」に記載した環境保全のための措置の実施状況

(2) 調査方法

1) 悪臭の状況

臭気指数（濃度）は「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成 7 年環境庁告示第 63 号）」に定める方法に準じて測定する。

2) 環境保全措置の実施状況

現地確認及び関係資料の整理により確認する。

(3) 調査地域・地点

予測地点と同様、計画区域内の 2 地点とする。なお、調査日の風向における風上側、風下側で実施する。

対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況は、計画区域及びその周辺とする。

(4) 調査期間・頻度

調査時期は、進出企業の事業活動が定常状態となる時期とし、夏季の平日の 1 回とする。

12.2.5 水質

予測において、進出企業の業種は想定であり不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、供用時における施設の稼働に伴う水質の状況等について事後調査を行う。

(1) 調査内容

1) 水質の状況

水質：施設の稼働に伴う水質（生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、窒素及びリン、健康項目等※）への影響

※健康項目等：カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類

底質：施設の稼働に伴う底質（シアン、アルキル水銀、有機リン、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、PCB、ダイオキシン類）への影響

2) 環境保全措置の実施状況

「第11章」に記載した環境保全のための措置の実施状況

(2) 調査方法

1) 水質の状況

① 水質

「水質汚濁に係る環境基準について」及び「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」に定める測定方法に準じて測定する。

② 底質

底質に係る有害物質等（シアン、アルキル水銀、有機リン、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、PCB、ダイオキシン類）の調査方法は、「底質調査方法について（昭和63年環水管第127号環境庁水質保全局長通知）」、「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（平成21年3月改定、環境省）、その他環境省の告示又は通知に定める方法とする。

2) 環境保全措置の実施状況

現地確認及び関係資料の整理により確認する。

(3) 調査地域・地点

予測地点と同様、計画区域からの排水口である計画区域北側の元荒川、計画区域南側の綾瀬川の2地点とする。

対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況は、計画区域及びその周辺とする。

(4) 調査期間・頻度

調査時期は進出企業の事業活動が定常状態となる時期とし、施設からの排水による影響が大きいと想定される渇水期である冬季とする。また、調査頻度は、冬季に1回とする。

12.2.6 水象

予測において、地下水位への影響には不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、供用時における施設の稼働に伴う水象の状況等について事後調査を行う。

(1) 調査内容

1) 水象の状況

造成地の存在に伴う地下水（地下水の水位）への影響

2) 環境保全措置の実施状況

「第11章」に記載した環境保全のための措置の実施状況

(2) 調査方法

1) 水象の状況

地下水の水位は、観測井戸を設置し、自記水位計により把握する。

2) 環境保全措置の実施状況

現地確認及び関係資料の整理により確認する。

(3) 調査地域・地点

予測地点と同様、計画区域内の3地点とする。

対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況は、計画区域及びその周辺とする。

(4) 調査期間・頻度

調査時期は、造成工事前から造成工事完了時までとし、調査期間中は、自記水位計により、継続的に測定する。

12.2.7 地盤

予測において、造成地の存在に伴う地盤沈下の変動は不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、供用時における造成地の存在に伴う地盤の状況等について事後調査を行う。

(1) 調査内容

1) 地盤の状況

造成地の存在に伴う地盤沈下

2) 環境保全措置の実施状況

「第11章」に記載した環境保全のための措置の実施状況

(2) 調査方法

1) 地盤の状況

計画区域の敷地境界において盛土に伴う圧密沈下量、変形等を観測した結果の整理により確認する。

2) 環境保全措置の実施状況

関係資料の整理により確認する。

(3) 調査地域・地点

調査地点は、計画区域の敷地境界とする。

対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況は、計画区域及びその周辺とする。

(4) 調査期間・頻度

調査時期は、工事着手前、造成工事中、造成工事完了後とし、工事の進捗に合わせ適宜実施する。

12.2.8 動物

予測において、動物の代償措置の効果は不確実性を伴うため、移設後の生息確認を目的として、供用時における造成地の存在に伴う動物の状況等について事後調査を行う。

(1) 調査内容

1) 保全すべき種の状況

造成地の存在に伴う保全すべき種への影響

2) 環境保全措置の実施状況

「第11章」に記載した環境保全のための措置の実施状況

(2) 調査方法

1) 動物の状況

代償措置を講じたニホンアカガエルの生息状況を直接観察及び任意採取により確認する。

2) 環境保全措置の実施状況

現地確認及び関係資料の整理により確認する。

(3) 調査地域・地点

調査地点は、ニホンアカガエルの移設先とする。

対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況は、計画区域及びその周辺とする。

(4) 調査期間・頻度

調査時期は、移設作業の当年及び翌年とする。

12.2.9 植物

予測において、植物の代償措置の効果は不確実性を伴うため、移植後の生育確認を目的として、供用時における造成地の存在に伴う植物の状況等について事後調査を行う。

(1) 調査内容

1) 保全すべき種の状況

造成地の存在に伴う保全すべき種への影響

2) 環境保全措置の実施状況

「第11章」に記載した環境保全のための措置の実施状況

(2) 調査方法

1) 植物の状況

代償措置を講じたコギシギシの生育状況を目視観察等により確認する。

2) 環境保全措置の実施状況

現地確認及び関係資料の整理により確認する。

(3) 調査地域・地点

コギシギシの移植先とする。

対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況は、計画区域及びその周辺とする。

(4) 調査期間・頻度

調査時期は、移植当年、移植翌年及び移植翌々年とする。

12.2.10 景観

予測において、進出企業の業種は想定であり不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、供用時における造成地及び施設の存在に伴う景観の状況等について事後調査を行う。

(1) 調査内容

1) 景観の状況

造成地及び施設の存在に伴う眺望景観への影響

2) 環境保全措置の実施状況

「第11章」に記載した環境保全のための措置の実施状況

(2) 調査方法

1) 景観の状況

眺望景観の状況は、写真撮影により確認する。

2) 環境保全措置の実施状況

現地確認及び関係資料の整理により確認する。

(3) 調査地域・地点

予測地点と同様とする。

対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況は、計画区域及びその周辺とする。

(4) 調査期間・頻度

調査時期は、進出企業の施設の完成後とし、冬季の1回とする。

12.2.11 自然とのふれあいの場

予測において、進出企業の業種は想定であり不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、供用時における自然とのふれあいの場の状況等について事後調査を行う。

(1) 調査内容

1) 自然とのふれあいの場の状況

供用時の自然とのふれあいの場への影響

2) 環境保全措置の実施状況

「第11章」に記載した環境保全のための措置の実施状況

(2) 調査方法

1) 自然とのふれあいの場の状況

関係資料及び大気質、騒音、振動の事後調査結果を整理することで、自然とのふれあいの場の利用環境の変化を確認する。

2) 環境保全措置の実施状況

関係資料の整理により確認する。

(3) 調査地域・地点

予測地点と同様とする。

対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況は、計画区域及びその周辺とする。

(4) 調査期間・頻度

調査時期は、進出企業の事業活動が定常状態となる時期とする。

12.2.12 廃棄物等

予測において、進出企業の業種は想定であり不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、供用時における施設の稼働に伴う廃棄物等の状況等について事後調査を行う。

(1) 調査内容

1) 廃棄物等の状況

施設の稼働に伴う廃棄物等（廃棄物の排出量及び排出抑制、雨水及び処理水の有効利用）

2) 環境保全措置の実施状況

「第 11 章」に記載した環境保全のための措置の実施状況

(2) 調査方法

1) 廃棄物等の状況

廃棄物等の状況は、関係資料の整理により確認する。

2) 環境保全措置の実施状況

環境保全措置の実施状況は、関係資料の整理により確認する。

(3) 調査地域・地点

廃棄物等、対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況は計画区域内とする。

(4) 調査期間・頻度

調査時期は、進出企業の事業活動が定常状態となる時期の 1 年間とする。

12.2.13 温室効果ガス等

予測において、進出企業の業種は想定であり不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、供用時における施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う温室効果ガス等の状況等について事後調査を行う。

(1) 調査内容

1) 温室効果ガス等の状況

施設の稼働に伴う温室効果ガス等（排出量及び排出抑制）

自動車交通の発生に伴う温室効果ガス等（排出量及び排出抑制）

2) 環境保全措置の実施状況

「第 11 章」に記載した環境保全のための措置の実施状況

(2) 調査方法

1) 温室効果ガス等の状況

温室効果ガス等の状況は、関係資料の整理により確認する。

2) 環境保全措置の実施状況

環境保全措置の実施状況は、関係資料の整理により確認する。

(3) 調査地域・地点

温室効果ガス等の状況、対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況は計画区域内及びその周辺とする。

(4) 調査期間・頻度

調査時期は、進出企業の事業活動が定常状態となる時期の 1 年間とする。

12.3 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果に基づき、予測及び評価の結果を検証し、事後調査の結果が予測結果と著しく異なり、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、その原因を究明するための調査等を行う。

その結果、環境影響が本事業に起因すると判断される場合は、事業者が主体となり、必要に応じ関係機関及び専門家の助言・指導等を受けながら、速やかに適切な追加の環境の保全のための措置及び継続的な監視調査を検討し、各立地企業に改善のための措置等を指導していく。

12.4 事後調査の実施体制

12.4.1 事後調査書の提出時期

事後調査書は、工事中、供用時の調査完了後の適切な時期に提出するものとする。

12.4.2 事後調査を実施する主体

事後調査は、都市計画決定権者である蓮田市が実施する。

第13章 環境影響評価の受託者の名称、代表者の氏名及び所在地

受託者の名称：国際航業株式会社

代表者の氏名：代表取締役社長 土方聡

主たる事務所の所在地：東京都新宿区北新宿2丁目21番1号

第14章 準備書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

「埼玉県環境影響評価条例」第12条の規定に基づき、「蓮田都市計画事業高虫西部土地区画整理事業環境影響評価準備書」の縦覧が、以下の期間で行われた。

期間：令和5年10月10日（火）～令和5年11月10日（金）

場所：埼玉県環境部環境政策課、埼玉県庁県政情報センター、
埼玉県東部環境管理事務所、埼玉県立熊谷図書館、埼玉県立久喜図書館、
蓮田市役所産業団地整備課、久喜市役所菖蒲総合支所環境課、
白岡市役所環境課、桶川市役所環境対策推進課、伊奈町役場環境対策課、
上尾市役所環境政策課、北本市役所環境課、鴻巣市役所環境課

「埼玉県環境影響評価条例」第13条第1項の規定に基づき、準備書について令和5年10月10日（火）から令和5年11月24日（金）までの期間、環境の保全の見地から意見を受け付けたが、意見書は0件であった。

第15章 準備書についての知事の意見

「蓮田都市計画事業高虫西部土地区画整理事業環境影響評価準備書」に関し、「埼玉県環境影響評価条例」第16条第1項の規定に基づき、埼玉県知事から提出された意見は、以下のとおりである。

環 政 第 5 6 7 号

令 和 6 年 1 月 2 9 日

蓮田市長 山口 京子 様

埼玉県知事 大 野 元 裕

(公印省略)

蓮田都市計画事業高虫西部土地区画整理事業環境影響評価準備書に
ついて (通知)

埼玉県環境影響評価条例第16条の規定に基づき、標記準備書について別紙のとおり
意見を述べます。

意見書

蓮田都市計画事業高虫西部土地区画整理事業については、下記の事項を考慮して環境影響評価書を作成すること。

記

1 全般的事項

- (1) 資材運搬等の車両の走行が集中することにより、大気汚染物質濃度や騒音・振動の値が基準値を超える地点が生じないよう計画的な作業・運行を行うこと。
なお、計画地周辺において、事業の進行と並行して県道行田蓮田線バイパス（以下「バイパス」という。）工事が行われる場合、交通集中による渋滞が生じる可能性があることから、バイパス工事の進捗状況を踏まえた運行管理に努めること。
- (2) 計画地内の大部分を盛土造成する計画であるが、現在計画地は流域水循環における緩衝機能を持った畑地や水田が広がっていること、近年頻発するゲリラ豪雨等による予測以上の時間雨量が発生する可能性も考慮し、周辺河川において氾濫被害が生じないように関係機関と協議し、その結果に応じて必要な対策を検討すること。
- (3) 計画地には、希少種のコギンギシも確認される水田環境が広がっているが、大部分を盛土造成した場合には、これらが消失することとなる。そのため、公園整備の際には、ネイチャーポジティブや地域環境の持続性を考慮し、単に緑地を創生するだけでなく、この地域本来の湿地環境の創出も意識し、維持管理できるよう検討すること。
- (4) 温室効果ガス排出量の抑制については、国の排出削減目標（NDC）や、県のカーボンニュートラル宣言等との整合性が図られるよう造成事業を行うこと。また進出企業に対しても再生可能エネルギーの導入やグリーン電力購入を義務付けるなど、より強く働きかけること。
- (5) 進出予定企業の業種のうち流通業については、物流施設稼働に伴う夜間の照明による生態系、景観への影響が想定される。計画地周辺に存在する住居の位置等を考慮の上、搬入口などからの光の漏れや建物自体のライトアップ、また設置される街路灯の位置等については、これら環境要素に配慮したものとなるよう指導すること。
- (6) 計画地は、蓮田市の市境に位置し、複数の市町と隣接しており、事業に伴う周辺地域への影響も大きいことから、本事業計画について、隣接する市町を含む地域住民とのコミュニケーションを十分に図ること。

2 大気質、騒音・低周波音及び振動

自動車交通の発生における予測結果において、計画地内に新たな道路（バイパス）が敷

設されることによる交通量の変化が考慮されていない。

道路形状や幅員が類似している他事例の現況値や将来予測交通量を踏まえ、その予測評価結果の精度の向上を図ること。

3 水質

(1) 計画地内に調節池を設置する計画であるが、地下水位の低下に伴う周辺河川への流出量の減少により、周辺河川の水質が悪化することが懸念されるため、継続的な観測を行うなどの環境保全措置の実施を検討すること。

(2) 施設の稼働に伴う排水について、水質汚濁防止法等の規制基準よりも厳しい条件で予測していることから、環境保全措置については、生物化学的酸素要求量(BOD)を10mg/L以下とするなど、当該予測条件を適用する旨を評価書に記載すること。

4 水象

盛土造成計画においては、周辺河川への流出や地下水位に対する影響を考慮し、計画地外から搬入する盛土材料について、できる限り計画地と同様の地層、地質からの土砂とすること。

5 地盤

盛土造成計画において事業敷地境界付近に盛土高が高い地点があり、その周辺への影響が懸念されることから、盛土造成の計画範囲を敷地境界から離れた計画地内側までにとどめることや敷地境界付近の盛土高を低くする等の対応を検討し、安全性を担保すること。

6 動物、植物及び生態系

計画地は、県東部地区において、カヤネズミ、草地性チョウ類等が生息する貴重な河川生態系を有している。そのため、計画地に生息する多種多様な動植物が保全されるよう配慮すること。

7 景観

進出企業による大規模建築物の立地が想定されるため、計画地の敷地境界付近にある雑木林、綾瀬川及び元荒川の景観に大きな変化が生じることが予想される。

計画地本来の農村景観を生かした景観となるよう、進出企業に対して、建築物の形状・大きさや配置について配慮するよう指導し、加えて色彩・緑化など周囲への影響緩和措置を講じるよう指導すること。

8 史跡・文化財

計画地内に埋蔵文化財包蔵地が存在することから、試掘調査で発見されていない場合であっても、工事開始後に新たに遺跡が見つかることも想定される。

開発に当たり埋蔵文化財が確認された場合は必要な環境保全措置を講じること。

9 事後調査

(1) 大気質

進出予定企業の業種を製造業、流通業としていることから、進出企業が事業活動を開始すると、走行車両に占める大型車（貨物車両）の割合が増加することが想定される。

計画地周辺に存在する住居の位置等に配慮の上、環境保全対策が十分な内容となっているかについて、事後調査によって把握し、対策が不十分な場合には、追加の環境保全対策を行うこと。

(2) 騒音・低周波音及び振動

計画地内に新たな道路（バイパス）が敷設されるため、現況値と予測値を直接比較できない地点がある。予測値は現況値や既存道路での将来予測交通量を基とした予測結果であることから、計画地周辺に存在する住居の位置等に配慮の上、当該不確実性を考慮し、バイパス開通による複合的な影響について事後調査により確認し、必要に応じて、バイパス工事の事業主体である県と連携し、環境保全措置を検討すること。

(3) 水質

周辺河川のうち、特に綾瀬川については、計画地付近に源流があるため流量が少ないことから、本事業に伴う汚水等の流入の影響を受けやすく、その変動による影響（負の効果）が大きくなると想定される。

また、現況調査結果は本事業の影響を受けていない状況下での調査結果であり、周辺水源涵養地の開発（本事業）に伴う流量減少も想定される。

については、予測評価の不確実性を考慮し、綾瀬川において、事後調査により著しい水質の汚濁が確認された場合には、更なる汚濁物質の流入を低減させるための環境保全措置を講じること。

(4) 動物及び植物

計画地内の水田環境が消失するため、希少動物・植物の代償措置について、物流施設稼働に伴う騒音や夜間の照明による影響を考慮の上、専門家等からの助言を受けながら、関係機関と協力し、継続的な管理を行うこと。

また、事後調査において代償措置の効果を確認し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講じること。

なお、事後調査に当たっては、準備書で示されている保全すべき種に加え、地域の環境を代表する種についても、造成地の存在（公園整備による緑地創生及び湿地環境の創出を含む）に伴う動物及び植物の生息、分布状況への影響について把握することを検討すること。

(5) 史跡・文化財

造成地の存在による影響について、実施予定としている発掘調査を事後調査として位置付けることを検討すること。

第16章 第14章及び第15章の意見についての事業者の見解

16.1 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

第14章に示したとおり、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見は0件であった。

16.2 知事の意見と事業者の見解

第15章に示す知事の意見と、これに対する事業者の見解は、表16.2-1に示すとおりである。

表16.2-1(1) 知事の意見と事業者の見解

| 項目 | 知事意見 | 事業者見解 |
|------------|--|--|
| 1 全般的事項 | <p>(1) 資材運搬等の車両の走行が集中することにより、大気汚染物質濃度や騒音・振動の値が基準値を超える地点が生じないよう計画的な作業・運行を行うこと。</p> <p>なお、計画地周辺において、事業の進行と並行して県道行田蓮田線バイパス（以下「バイパス」という。）工事が行われる場合、交通集中による渋滞が生じる可能性があることから、バイパス工事の進捗状況を踏まえた運行管理に努めること。</p> | <p>資材運搬等の車両の走行に伴う大気質、騒音、振動に係る整合を図るべき基準等を満足するよう、環境保全措置として計画的な作業・運行を行います。</p> <p>また、本事業の工事期間中にバイパス整備工事が行われる場合には、事業主体である埼玉県及び関係機関と協議・調整の上、バイパス工事の進捗状況も踏まえた計画的な作業・運行となるよう努めます。</p> |
| | <p>(2) 計画地内の大部分を盛土造成する計画であるが、現在計画地は流域水循環における緩衝機能を持った畑地や水田が広がっていること、近年頻発するゲリラ豪雨等による予測以上の時間雨量が発生する可能性も考慮し、周辺河川において氾濫被害が生じないように関係機関と協議し、その結果に応じて必要な対策を検討すること。</p> | <p>計画区域の盛土造成計画に関して、基本設計段階において河川管理者と協議を行っており、河川管理上の問題はない旨を確認していることから対策等の検討は行っておりません。今後は、河川堤防整備の事業主体である埼玉県と連携し、実施設計段階における関係機関等との協議を踏まえ、必要に応じて対策等の検討を行います。</p> |
| | <p>(3) 計画地には、希少種のコギシギも確認される水田環境が広がっているが、大部分を盛土造成した場合には、これらが消失することとなる。そのため、公園整備の際には、ネイチャーポジティブや地域環境の持続性を考慮し、単に緑地を創生するだけでなく、この地域本来の湿地環境の創出も意識し、維持管理できるよう検討すること。</p> | <p>計画区域内の街区公園は、基本設計段階において河川堤防や緑地帯等により街区公園を繋ぐことにより計画区域を周遊できるような配置としており、地域住民が散歩やジョギングなどに利用できるように設計、配置をしています。街区公園の内容は、今後検討していくものですが、公園利用や防災、維持管理を踏まえて、計画区域内の現況の環境として湿地環境や高茎草地の創出は困難と考えています。また、これまでの地域住民への事業計画の説明においては、原風景や現況の環境の創出という要望は出ておりません。そのため、今後、地域住民から要望等が出た際には、将来管理者や関係機関と協議を行い、現況の環境の創出が可能か検討を行うこととします。</p> |

表 16. 2-2(2) 知事の意見と事業者の見解

| 項目 | 知事意見 | 事業者見解 |
|----------------------|---|--|
| 1 全般的事項 | <p>(4) 温室効果ガス排出量の抑制については、国の排出削減目標（NDC）や、県のカーボンニュートラル宣言等との整合性が図られるよう造成事業を行うこと。また進出企業に対しても再生可能エネルギーの導入やグリーン電力購入を義務付けるなど、より強く働きかけること。</p> | <p>工事中の温室効果ガス等は、実行可能な範囲で国の排出削減目標等との整合が図れるよう排出を抑制した造成工事を行います。供用時には、進出企業に対して温室効果ガス等の排出が抑制されるよう、再生可能エネルギーの導入等を検討することを要請していきます。また、その際には蓮田市環境保全条例に基づく環境保全協定の締結にも努めていきます。</p> |
| | <p>(5) 進出予定企業の業種のうち流通業については、物流施設稼働に伴う夜間の照明による生態系、景観への影響が想定される。計画地周辺に存在する住居の位置等を考慮の上、搬入口などからの光の漏れや建物自体のライトアップ、また設置される街路灯の位置等については、これら環境要素に配慮したものとなるよう指導すること。</p> | <p>進出企業に対し、計画区域周辺に存在する住居の位置等を考慮の上、計画建物の搬入口などからの光の漏れや建物自体のライトアップ、街路灯の位置等は、周辺の生態系及び景観との調和に配慮した位置や配置等とするよう要請します。これらは供用時の環境保全措置として、「10.8 動物」、「10.9 植物」、「10.10 生態系」、「10.11 景観」に追記しました。</p> |
| | <p>(6) 計画地は、蓮田市の市境に位置し、複数の市町と隣接しており、事業に伴う周辺地域への影響も大きいことから、本事業計画について、隣接する市町を含む地域住民とのコミュニケーションを十分に図ること。</p> | <p>隣接する市町においては説明会の参加や意見書等の提出はありませんでしたが、計画区域は蓮田市の市境に位置していることから、必要に応じて、説明会の開催等を検討し、事業に対する理解・協力が得られるようにコミュニケーションを図ることに努めます。</p> |
| 2 大気質、騒音・低周波音及び振動 | <p>自動車交通の発生における予測結果において、計画地内に新たな道路（バイパス）が敷設されることによる交通量の変化が考慮されていない。 道路形状や幅員が類似している他事例の現況値や将来予測交通量を踏まえ、その予測評価結果の精度の向上を図ること。</p> | <p>バイパス整備は埼玉県が事業主体であり、評価書作成時点では整備時期は未定であるため、供用時の自動車交通の発生に伴う影響の予測ではバイパス整備による複合的な影響を考慮していません。ただし、本事業の基本設計段階においてバイパス整備に伴う交通量変化の検討を行っているため、参考として、予測に用いた将来交通量との比較を行いました。その結果、全地点で予測に用いた将来交通量の方が多かったものの、大型車の割合ではバイパス整備後の将来交通量の方が高い地点がありました。そのため、この地点における自動車交通の発生に伴う大気質・騒音・振動の予測・評価を行った結果、いずれの項目も整合を図るべき基準等を満足する結果となりました。なお、バイパス整備に伴う将来交通量は参考値となるため、この予測・評価結果は参考として「資料編 9. 供用時のバイパス整備による影響について」に追記しました。</p> |

表 16. 2-3(3) 知事の意見と事業者の見解

| 項目 | 知事意見 | 事業者見解 |
|-----------------|--|---|
| 3 水質 | <p>(1) 計画地内に調節池を設置する計画であるが、地下水位の低下に伴う周辺河川への流出量の減少により、周辺河川の水質が悪化することが懸念されるため、継続的な観測を行うなどの環境保全措置の実施を検討すること。</p> <p>(2) 施設の稼働に伴う排水について、水質汚濁防止法等の規制基準よりも厳しい条件で予測していることから、環境保全措置については、生物化学的酸素要求量 (BOD) を 10 mg/L 以下とするなど、当該予測条件を適用する旨を評価書に記載すること。</p> | <p>供用時には計画区域内の浸透能力が減少することが予測されるため、工事着手前から観測井を設置し、地下水位を継続的に観測することとします。また、環境保全措置を講じることで地下水位への影響を出来る限り低減することとしています。ただし、進出企業の業種が未定であることから、事後調査として水質調査（進出企業の施設からの排水による影響が大きいと想定される時期）を実施します。</p> <p>供用時の環境保全措置として「10.5 水質」に追記しました。</p> |
| 4 水象 | <p>盛土造成計画においては、周辺河川への流出や地下水位に対する影響を考慮し、計画地外から搬入する盛土材料について、できる限り計画地と同様の地層、地質からの土砂とすること。</p> | <p>計画区域外から搬入する盛土材料は、今後の関係機関協議等において調整していくこととなり、その際には出来る限り同様の地層や地質からの土砂となるよう調整していきます。</p> |
| 5 地盤 | <p>盛土造成計画において事業敷地境界付近に盛土高が高い地点があり、その周辺への影響が懸念されることから、盛土造成の計画範囲を敷地境界から離れた計画地内側までにとどめることや敷地境界付近の盛土高を低くする等の対応を検討し、安全性を担保すること。</p> | <p>盛土造成計画における造成高さは、防災の観点から浸水の防止を目的として洪水ハザードマップに対応した高さとしています。そのため、計画区域の敷地境界近くまで盛土を行う計画としますが、盛土工指針に基づく適切な法面勾配を採用した設計を行い、安全性を確保します。</p> |
| 6 動物、植物及び生態系 | <p>計画地は、県東部地区において、カヤネズミ、草地性チョウ類等が生息する貴重な河川生態系を有している。そのため、計画地に生息する多種多様な動植物が保全されるよう配慮すること。</p> | <p>造成地の存在（土地の改変）により、カヤネズミや草地性チョウ類等の生息環境の一部は消失することとなります。しかし、これらの種は計画区域外の生息環境においても生息を確認しており、計画区域外に主な生息環境は残存することから、生息環境への影響は小さいものと予測しています。また、環境保全措置として公園等の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し選定することや進出企業に対して緑化の推進に努めるよう働きかけ、緑地の創出を図ることなどを要請することにより、出来る限り多種多様な動植物が保全されるように努めていきます。</p> |

表 16. 2-4(4) 知事の意見と事業者の見解

| 項目 | 知事意見 | 事業者見解 |
|-------------|--|--|
| 7 景観 | <p>進出企業による大規模建築物の立地が想定されるため、計画地の敷地境界付近にある雑木林、綾瀬川及び元荒川の景観に大きな変化が生じることが予想される。</p> <p>計画地本来の農村景観を生かした景観となるよう、進出企業に対して、建築物の形状・大きさや配置について配慮するよう指導し、加えて色彩・緑化など周囲への影響緩和措置を講じるよう指導すること。</p> | <p>計画区域の敷地境界には緩衝緑地帯を設置し圧迫感の低減に努めるほか、進出企業に対し、計画建物には周囲の環境と調和する色彩を採用することや計画建物の配置や大きさ、形状等は周囲の景観との調和に配慮することを要請することで景観への影響の緩和に努めていきます。</p> |
| 8 史跡・文化財 | <p>計画地内に埋蔵文化財包蔵地が存在することから、試掘調査で発見されていない場合であっても、工事開始後に新たに遺跡が見つかることも想定される。</p> <p>開発に当たり埋蔵文化財が確認された場合は必要な環境保全措置を講じること。</p> | <p>計画区域内で新たな埋蔵文化財が確認された場合には、文化財保護法等に基づき、関係機関と協議の上、適切な対応を行います。</p> |
| 9 事後調査 | <p>(1) 大気質 進出予定企業の業種を製造業、流通業としていることから、進出企業が事業活動を開始すると、走行車両に占める大型車（貨物車両）の割合が増加することが想定される。</p> <p>計画地周辺に存在する住居の位置等に配慮の上、環境保全対策が十分な内容となっているかについて、事後調査によって把握し、対策が不十分な場合には、追加の環境保全対策を行うこと。</p> <p>(2) 騒音・低周波音及び振動 計画地内に新たな道路（バイパス）が敷設されるため、現況値と予測値を直接比較できない地点がある。予測値は現況値や既存道路での将来予測交通量を基とした予測結果であることから、計画地周辺に存在する住居の位置等に配慮の上、当該不確実性を考慮し、バイパス開通による複合的な影響について事後調査により確認し、必要に応じて、バイパス工事の事業主体である県と連携し、環境保全措置を検討すること。</p> | <p>供用時の自動車交通の発生に伴う大気質への影響は、進出企業の業種が未定であるため、事後調査を実施し、影響の程度を把握することとしています。なお、事後調査の結果、影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、必要に応じて速やかに適切な追加の環境保全措置等を検討し、進出企業に対し改善を要請していきます。</p> <p>バイパス整備時期は未定であるため、供用時の自動車交通の発生に伴う影響の予測ではバイパス整備による複合的な影響を考慮していません。また、事後調査においては、実施する時点でのバイパス整備計画の進捗を踏まえ、事業主体である埼玉県と連携し、必要に応じて実施時期を調整するとともに、環境保全措置の検討を行うこととします。</p> |

表 16.2-5(5) 知事の意見と事業者の見解

| 項目 | 知事意見 | 事業者見解 |
|-----------|--|--|
| 9 事後調査 | <p>(3) 水質 周辺河川のうち、特に綾瀬川については、計画地付近に源流があるため流量が少ないことから、本事業に伴う汚水等の流入の影響を受けやすく、その変動による影響（負の効果）が大きくなると想定される。 また、現況調査結果は本事業の影響を受けていない状況下での調査結果であり、周辺水源涵養地の開発（本事業）に伴う流量減少も想定される。 ついては、予測評価の不確実性を考慮し、綾瀬川において、事後調査により著しい水質の汚濁が確認された場合には、更なる汚濁物質の流入を低減させるための環境保全措置を講じること。</p> | <p>供用時には計画区域内の浸透能力が減少することが予測されるため、工事着手前から観測井を設置し、地下水位を継続的に観測することとします。また、環境保全措置を講じることで地下水位への影響を出来る限り低減することとしています。ただし、進出企業の業種が未定であることから、事後調査として水質調査（進出企業の施設からの排水による影響が大きいと想定される時期）を実施します。事後調査の結果、著しい影響が確認された場合には、必要に応じて速やかに適切な追加の環境保全措置等を検討し、進出企業に対して改善を要請してまいります。</p> |
| | <p>(4) 動物及び植物 計画地内の水田環境が消失するため、希少動物・植物の代償措置について、物流施設稼働に伴う騒音や夜間の照明による影響を考慮の上、専門家等からの助言を受けながら、関係機関と協力し、継続的な管理を行うこと。 また、事後調査において代償措置の効果を確認し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講じること。 なお、事後調査に当たっては、準備書で示されている保全すべき種に加え、地域の環境を代表する種についても、造成地の存在（公園整備による緑地創生及び湿地環境の創出を含む）に伴う動物及び植物の生息、分布状況への影響について把握することを検討すること。</p> | <p>ニホンアカガエルの代償措置は、現況の繁殖場所や地権者事情等により令和5年3月に実施しました。代償措置後の生息状況の確認は令和6年にも実施予定であり、この結果を踏まえ、専門家等からの助言を受けつつ、関係機関と協議の上、管理手法等を検討します。コギシギシの代償措置は、事前の生育確認で生育個体を確認でき次第、専門家等からの助言を受けつつ、関係機関と協議の上、移植や管理手法等を検討します。事後調査においては、代償措置の効果を確認するとともに、確認結果を踏まえ、必要に応じて追加の環境保全措置を検討し、講じることとします。また、効果の確認にあたっては、補足的に対象箇所周辺において地域の環境を代表する種の生息、生育状況を把握することに努めます。</p> |
| | <p>(5) 史跡・文化財 造成地の存在による影響について、実施予定としている発掘調査を事後調査として位置付けることを検討すること。</p> | <p>実施予定の発掘調査は、文化財保護法、埼玉県文化財保護条例等に基づき適切に対応することで不確実性はないと考えられるため、事後調査としての位置付けは行いません。ただし、計画区域内に2つの埋蔵文化財包蔵地が含まれることから、試掘結果の概要を「資料編 10. 試掘調査結果等」に追記しました。</p> |

本書に掲載した地図は、以下のとおりである。

5万分の1、2万5千分の1、1万5千分の1、1万分の1の地図は、国土地理院発行の電子地形図25000及び電子地形図（タイル）を複製したものである。

空中写真は、国土地理院撮影の空中写真（2015年撮影）である。